慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道(二)
Sub Title	Stalin's policy for the repatriation of the Japanese internees and Japan's road to the cold war (2)
Author	横手, 慎二(Yokote, Shinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.10 (2009. 10) ,p.35- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20091028-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道（二）

横手　慎二

はじめに
一　ソ連支配地域の日本人救済問題
二　本国送還をめぐる交渉
三　送還協定の成立
四　送還開始と冷戦の波及
……（以上八二巻九号）
五　送還の中断とその背景（一）
六　送還の中断とその背景（二）
七　米ソ対立の中の抑留問題
……（以上本号）
八　未帰還者をめぐる攻防
九　戦後日本の対ソ政策の確立
結　語
……（以上八二巻一一号）

五　送還の中断とその背景（一）

第四四回対日理事会の三日後の一一月一日に、日本政府は初めてソ連支配地域からの日本人の送還が中止されるという噂があることを知った。同日、終戦連絡事務局の宇津連絡員より芦田総裁（外相）に宛て、樺太での話では「引揚受付十月締切、十一月帰還一万名に制限以降協定により来年四月まで中止とあり」という一報が届いたのである。これは本省にとって驚きであったらしく、五日になって「貴電による樺太引揚中止説の内容及び出

所を詳細通報ありたい」とする指示を出した。[1] 詳細は不明だが、送還業務に関わるソ連側の係官が日本側にこの情報をもたらしたものと思われる。

しかしその後、ソ連側から公式の通知は一カ月近く届かなかった。その間にも国会では未帰還者の問題がたびたび取り上げられた。その内の一つの委員会では、外務省事務官が一一月七日現在の「ソ連関係の未帰還者の数」は総計で七四万四、八一六名に上り、予定通り月平均五万人の割合で帰国しても、すべての者が帰還するまでに一五カ月かかると報告した。外務省としては、米ソ協定が米ソ双方に「予見されない状勢の変化により、所定の引揚港及び引揚数の変更をなす権限」を認めていることを示唆できても、中断について具体的な噂があるとまでは言えなかったのである。[2]

結局、一二月二日になって総司令部は対日理事会ソ連代表代理キスレンコから中断の通告を受け取った。原文は入手できていないが、同月一三日付の総司令部の発表に拠れば、その内容は冬季の気候と着氷のため一二月一日から四月までナホトカからの「日本人捕虜」と真岡からの一般日本人の送還を中断するというものであった。[3]

上述のごとく、この通告それ自体は協定に基づいていた。だがアメリカ側は、これをそのまま受け容れようとはしなかった。一二月一〇日に、総司令部は前年一二月から本年一月までの時期にソ連支配地域にあった日本人を何の問題もなく輸送したという前例があること、さらにアメリカ側には送還を促進するために砕氷船を提供する用意があることを告げ、ソ連側に再考を求めたのである。[4] しかしソ連側は二四日に、帰還する日本人を送還港に集めることが困難であり、また国内の鉄道輸送が難しいという理由を挙げて、中断の決定に変更はないと回答した。[5] 以上の米ソ双方の対応がどのような思惑に基づくものであったのか、判断する材料はない。しかしソ連側が最初の理由と異なる国内事情を挙げてまで砕氷船の申し出を断ったのは、協力するつもりがないという強いメッセージをアメリカ側に伝えたかったからだと思われる。

この通告は抑留者の留守家族の中に落胆と不満を引き起こした。当然、日本国内のソ連代表部と日本共産党には政治的痛手となった。このため、徳田球一書記長は一二月一九日に一部の引き揚げ団体や労働組合の代表とともにソ連代表部にキスレンコを訪ね、ソ連支配地域にいる日本人の早期送還を求めた。『アカハタ』はこの事実を二日にわたって大きく掲載し、ソ連側も日本共産党も早期送還に努めていると宣伝した。同紙に拠れば、キスレンコは「できる限り送還を早めることについては至急本国政府に伝達して善処するよう取はかろう」、日本人は「ソ同盟市民と同等の取扱いを受けている」、「ナホトカのソ同盟側管理局のなかに不正行為をするものがいたということについては本国政府に伝達して善処する」などと回答したのである。[6] 最後の点は、先に帰国した人々から通報されたものであったろう。明らかに彼らは懸命に中断で創りだされた印象を弱めようとしたのである。

さらに一二月三一日付のモスクワ放送も、ソ連側に一刻も速やかに日本人を送還する用意のあることを伝えた。[7] 日本国内で引き起こされた不満の声を知って、こうした釈明に出たものと思われる。

上記のごとき動きにもかかわらず、翌年春に送還再開への動きが起こると、ソ連指導部に送還にむけた意欲がないことが一段と明瞭になった。知られる限り、この過程は一九四八年三月一七日に総司令部がソ連側に問い合わせたことから始まった。[8] 米ソ協定は、総司令部はソ連代表から「通告のあった日より一四日以内に」必要な収容能力を持つ輸送船をソ連側が指定した港に送らねばならないと定めていたので、四月になれば送還を再開するという文言が意味する最初の日、つまり四月一日に合わせて、二週間前の三月一七日に総司令部が問い合わせたのは当然の行動であった。それにもかかわらず、ソ連側の対応は四月五日付のキスレンコの書簡によってようやく明らかになった。それは「本年の不幸な気候条件の故に、また輸送と技術的便宜を考慮に入れて」、予定した送還は四月ではなく、五月に再開するというものであった。[9] これによってソ連側はあっけなく四月分の送還を取り止めたのである。

表 1　捕虜送還全権局に引き渡す「日本人捕虜」数

	内務省管轄の収容所と特別病院から	軍事力省の大隊から
1948年 5 月	20,000人	5,000人
6 月	18,000人	7,000人
7 月	18,000人	7,000人
8 月	18,000人	7,000人
9 月	18,000人	7,000人
10月	18,000人	7,000人
11月	19,138人	5,861人

この後に、総司令部がソ連側から具体的に送還予定者数と乗船港を知らされたのは四月一四日のことであった。そこでソ連側は、送還は五月三日に再開されると告げ、五月の前半にナホトカで一四、〇〇〇人、真岡で一〇、五〇〇人の送還を行うので、輸送船を派遣するよう求めた。[10] こうして、ようやく一九四八年の送還が始まるのである。

この時期には総司令部の側の行動にも奇妙な面が見られた。上記のごとく、アメリカ側は四月一四日にソ連側から送還再開の具体的要請を受け取っていたのであるが、この事実をマッカーサー司令部が発表したのは五月一四日のことであった。[11] 四月の間は、ソ連側の具体的送還計画を日本国民に伝えようとしなかったのである。

実は、キスレンコが送還の再開について初めて言及した四月五日に、ソ連政府は決定第一〇九八―三九二（秘）号を採択し、一九四八年の「日本人捕虜」の送還を決めていた。それに拠れば、「日本人捕虜」は五月から一一月までの期間に総数で一七万五、〇〇〇人を帰国させることになっていた。[12] つまり、ソ連指導部はこの時点までに送還は五月から始めるという決定を下していたのである。キスレンコはこの事実を予め知らされていたので、同日付で総司令部にソ連側の見通しを伝えたものと思われる。

上記の決定を受けて、ソ連内務省は一二日にナホトカにある閣僚会議付属捕虜送還全権局の機関に引き渡す「日本人捕虜」数のスケジュールを**表 1** のように立てた。

この表が明らかにしているのは、ソ連側が四月に再開予定であった「日本人捕虜」の送還を月半ばになってやっと具体化し、しかも送還人数を毎月ほぼ二万五、〇〇〇人と定めていたという事実である。毎月五万人の送還という規定を満たすために、残りの二万五、〇〇〇人は各地に残る日本人民間人によって埋め合わせればよいと考えていたのであろう。（実際には、再開しても、送還が規定の五万人に達する月は一度もなかった）。さらに、上記の計画は一二月に再び中断することをこの時点で決めていたことも示している。[13] 四月分の送還を取り止めたのであるから、その分を五月以降に上乗せするということは微塵も考えていなかったのである。

以上の事実は、スターリン指導部が日本人の送還に乗り気がなかったことを如実に示している。彼らは実施する下部機関への準備指令をなかなか出さなかったばかりではなく、「日本人捕虜」の送還を引き延ばして実施すれば、それで充分だと判断させるように行動したのではある。付け加えれば、こうした国際的な影響のある問題で下部機関が自主的に判断することはあり得なかったのである。

なぜソ連指導部は、「日本人捕虜」の送還についてこうした態度をとったのであろうか。日本国内の高まる不信と不満を考えれば、送還を早める決定があっても不思議ではなかった。しかし実際には、上記のごとく指導部の姿勢は逆の方向を向いていたのである。カタソノワは送還の中断は「それまでと同じ」であったとして、このような設問の意味を認めていない。[14] これに対してカルポフは、一九四七年一二月の通告も翌年四月五日の決定も、国民経済の観点から、あるいは彼らを管理する機関の利益のために、安価な労働力としての利用を図ったことに原因があったと説明している。[15]

カタソノワの理解は、気候条件の説明を額面通り受け容れたものであろう。他方カルポフは、ソ連側では早くから「捕虜」たちの労働を計画経済の中に組み込んでいたはずだという認識を前提にしているものと思われる。二人の解釈は、中断という事態にスターリン指導部は関わっていなかったと見る点に共通性がある。しかし、上

述の如く中断の動きを仔細に追うと、このような解釈には大きな疑問が生じる。ソ連指導部は正式に送還遅延を決定することなく、下部の者に送還協定の実施に対する意欲の欠如を示すことによって、送還の中断に影響を与えたと考えざるを得ないのである。

しかしそれでは、このような指導部の隠れた関与はどこから生じたのか。何故彼らは送還協定の実施に意欲を失ったのか。現在の史料開示状況では、このような疑問に直接的に答えることは難しい。送還に関わるスターリン指導部の動向を示す史料が乏しいからである。そこで以下では、彼らの対米認識と対日認識に分けて送還中断の背景に迫りたい。議論の都合上、本節では前者を、そして次節で後者を扱う。

史料が乏しい状況では、大使人事は指導部の意図を探る重要な手がかりを与える。特に一九四七年夏以降のそれはこれまでと非常に異なる様相を帯びていたので、個別の検討に値する。まず指導部の異変を示したのは駐米大使の人事ではなく、中国に駐在するペトロフ大使をめぐるものであった。彼の部下として働いていたコンスタンチン＝クルチコフの回想が生々しく状況を物語っているので、以下に関連部分を訳出してみよう。

「一九四七年七月一九日に大使は家族とともにモスクワに行った。初めはA・A・ペトロフ大使は休暇で行ったと思われていた。外務省の次官に任命されるという噂が出ていた。しかし恐ろしいことが起こった。モスクワで彼の夫人が逮捕されたのだ。［大使夫人］ユリヤ＝パヴロヴナは、アメリカの諜報員と連絡をとっているという嫌疑をかけられたのである。夫人は民族学者で博士であった。戦前にアメリカで勉強し、アメリカ・インディアンの問題を研究していた。彼女は中国で、アメリカから自分の先生が送ってくれた何らかの文献を受け取ったという話だった。また、彼女がアメリカ大使館の医師で軍事アタシェの補助者である人物をしばしば訪ねていたという話もあった。我々のところには資格のある医師がいなかったので、この医師のところにはソ連機関の職員が訪ねていたのである。スターリンの死後にユリヤ＝パヴロヴナは名誉回復し、研究活動に携わり続け、雑誌『ソヴィエト民族学』の編集長になった。A・A・ペトロ

フは、中国から帰国後は外務省文書局の専門家として働いた[16]。

この事件は、ソ連外交に携わっていた人々に一九三〇年代末のソ連外交官の大量逮捕を想起させたはずである。第二次大戦前にスターリン指導部は、高まる国際的緊張の中で、外国人と接触する機会を持つ人々を次々と逮捕し、その多くを処刑したのである[17]。それからまだ一〇年と経たない時期に起こった事件だけに、在外勤務の多くの者は「恐ろしいことが起こった」と身構えなかったはずはなかった。

駐米大使の人事はこれとほぼ同じ時期に生じた。より正確には、こちらの動きはそれまで大使として活躍していたニコライ＝ノヴィコフが一九四七年四月に外務省を辞めたいと申し出たときから始まった。ノヴィコフの回想によれば、彼はその後も人事担当官や上司であるヴィシンスキー次官にこの意向を表明し続け、ついに夏に休暇を認められて戻ったモスクワにおいて、モロトフに対し在外期間が既に四年になろうとしているので、本国に戻して欲しいという手紙を書いたのである。おそらく事前に彼の気持ちを知らされていたモロトフは、三日後の八月一一日に「あなたの今後の仕事については、あなたの休暇後に検討する」と返事を寄こした。この後、ノヴィコフはもはやワシントンに戻らないことになった[18]。彼は翌年に外務省そのものを去り、作家活動へと異例の転身を遂げていくのである。ノヴィコフはそれまで大使として大活躍していたので、これは危険を察して取った彼なりの行動であったかもしれない[19]。

ノヴィコフに代わる駐米大使は一〇月になって明らかになった。同月二五日付の『プラウダ』は、ソ連最高会議幹部会がアレクサンドル＝セミョーノヴィッチ＝パニューシキンを駐米大使に任命したと報じたのである[20]。いつソ連政府がアメリカ政府からパニューシキン任命のアグレマンを求めたのか、さしあたり明瞭ではないが、夏から一〇月初頭までにソ連指導部が彼の登用を決めたことは確かであろう。

パニューシキンの駐米大使任命は通常の人事以上の意味を持っていた。問題は彼の経歴にあった。一九五〇年

公刊の『外交辞典』（第二巻）に掲載されたパニューシキンの略歴から、この点を見てみよう。そこには次のようにある。

「一九〇五年生まれ。ソ連外交官。一九三八年フルンゼ名称軍事アカデミー卒。一九三九年に長春市のソ連外務人民委員部臨時全権代表となり、ソ中通商条約の実現のために活動。一九三九年八月から一九四四年まで中国駐在ソ連特命全権大使。一九四五年からはソ連外務省の責任部署にあった。一九四七年一〇月二五日からアメリカ駐在特命全権大使。レーニン勲章、二度の赤旗勲章、赤星勲章、また、『対ドイツ戦勝功労メダル』、『一九四一年から一九四五年の大祖国戦争功労メダル』を授与された[21]」。

この略歴は、事情に通じた者には彼が外務省の正規の職員ではないことを示唆するものであるが、この点が事実として確認されたのはソ連が崩壊した後の一九九二年のことであった。週刊新聞『モスクワ・ニュース』の記事が、パニューシキンはフルンゼ名称軍事アカデミーの卒業後に「一九三八年から内務人民委員部のシステムの中で働いていた」ことを明らかにしたのである。これはパニューシキンが諜報員として活動していたことを示すものである。実際、その記事に拠れば、彼は一九四七年から一九五二年まで「ワシントン駐在のソ連大使で同時に代表諜報部員」であり、また一九五三年からソ連内務省の諜報部門の長となり、翌五四年にはＫＧＢの第一総局長を務めていたのである[22]。また、先に挙げた略歴の一九四五年から外務省の責任部署で働いていたという記述も事実ではなかった。彼はこの時期には中央委員会で国際関係を担当する重要人物であったからである[23]。明らかに、大使任命時にはアメリカでの大使としての活動を円滑にするために経歴を偽って公表したのである。

パニューシキンが諜報活動の専門家であったことは、『モスクワ・ニュース』の記事以降も多くの刊行物によって確認された[24]。それらの中で最も中身があるのは、二〇〇二年に刊行された『人物に見る諜報と防諜、ロシア特務機関事典』である。そこには次のような新事実が加えられていた。

まず、パニューシキンはフルンゼ名称軍事アカデミーに入学する以前は、合同国家保安部（ＯＧＰＵ）の国境警備部隊に勤務していた。第二に、中国駐在の特命全権大使に任命された一九三九年には内務人民委員部の代表諜報部員となり、中国において多くの諜報員を指導した。そこでは、「彼の指導する諜報機関本部は、中央に対し十分かつ適宜に国内の政治状況や日本の計画についての情報を伝えた。大祖国戦争開始前には機関はドイツ軍の移動方向を示すドイツ軍司令部の作戦計画を入手し、モスクワに送付した（この計画は、ナチス・ドイツの軍事アタシェの下から工作員を通じて入手された）」。さらに、一九四四年にモスクワに戻り、党中央委員会国際情報部副部長に任命されたが、一九四七年五月には対外諜報に戻り、ソ連閣僚会議付属情報委員会主任書記に任命された。こうして「一九四七年一〇月にアメリカにソ連特命全権大使として派遣されたが、彼は同時にアメリカにおけるＫＧＢの代表諜報部員であった。冷戦が始まる状況の中で、彼はあらゆる方面の諜報活動を整備した」というのである。[25]

以上の記述からすれば、パニューシキンは早くから治安機関に入り、諜報活動において大きな功績を挙げた人物であった。こうした点を考えれば、彼の場合には諜報員が大使になったのではなく、諜報員のまま大使という隠れ蓑をまとったと言うべきであろう。この点で、パニューシキンの経歴はそれまでの駐米大使と全く異なっていた。第二次大戦勃発以降、駐米大使（全権代表）の職務はリトヴィノフ、グロムイコ、ノヴィコフの三人が順に占めた。第一のリトヴィノフは一九三〇年代にソ連外相を務めた人物で、駐米大使になる以前から世界的に有名であった。第二のグロムイコは経済研究所で働く若手経済専門家から一九三九年に外務人民委員部（外務省）に入り、アメリカ部長を務めた後に駐米大使に任命された。[26] そしてノヴィコフは赤色教授学院においてトルコ経済を研究する新進の研究者であった一九三八年に外務人民委員部に移り、バルカン諸国担当の部長、エジプト公使などを務めた後にアメリカに派遣されたのである。[27] つまりパニューシキン以前の大使は、当時のソ連において

見出し得る最高度の国際的知識と語学力を身に付けた人々で、諜報とは無縁であった。それだけスターリン指導部はアメリカとの関係を重視して対応していたのである。しかしここにきてパニューシキンを任命したのは、これまでと異なる基準に従って、つまり諜報網に直接結びついて活動した実績を重視したからであろう。

またパニューシキンの任命は、この時期に外務省の人材が払底していたためでもなかった。彼が訪米する半年以上も前に、外務省アメリカ部長を務めていたツァラプキンが公使としてワシントンに到着していたのである。彼は一九〇六年生まれでパニューシキンと一歳しか違わず、しかも一九三七年に外務人民委員部に入って以来、順調に経歴を積み上げてきた人物であった。[28] 引退を心密かに考えていたノヴィコフが、早くからモロトフに対してツァラプキンを公使として送るよう強く要請していたという意味でも、彼は有力な後任候補者であった。[29] そうした状況であったにもかかわらず、スターリンは敢えてパニューシキンを登用したのである。[30]

以上の状況をペトロフ大使夫人の逮捕の件と併せて考えれば、一九四七年の夏以降、スターリン指導部は強い危機感をもって対米政策にあたっていたと見て間違いあるまい。彼らは、遠くない将来にアメリカとの間で最悪の事態、つまり軍事的衝突を含む非常事態が生じる可能性があると見て対応していたと見られるのである。[31]

大使就任後のパニューシキンの活動は、このような対米認識が対日政策にも及んでいたことを示した。彼は一九四七年一二月一五日にワシントンに入り、[32] 翌年一月一五日の極東委員会にソ連代表として初登場したのであるが、そのとき以来アメリカの対日政策を全面的に批判し始めたのである。[33] 特に標的となったのは、極東委員会が夏から議論してきた「日本における軍事活動の禁止と日本の軍備の廃棄」に関する決議であった。彼はこの決議に関して、予め以下の四点の修正提案を用意していた。

第一点は、当時日本で議論が進んでいた警察法に関連し、警察官が携行できる武器の種類をめぐるものであった。彼はそこに盛り込まれていた「小型武器」についての規定を厳格にし、警察官が個別に利用する武器に限る

べきだと主張した。これはアメリカ側に、日本の警察を軍隊化させる計画があると見通しての行動であった。

第二点は、旧日本軍の保持していた武器の回収と廃棄について、総司令部によるその履行に期限を設定し、検証するよう要求するものだった。この要求は、マッカーサーは委員会の決議を無視する恐れがあると判断してのものだった。

第三点は復員庁の廃止に関連するもので、彼はこれに関連して、以下のような規定を新たに加えるよう提案した。

「その活動を停止する復員庁については、その機能はいかなる機関にも移譲されるべきではない。この点では、何らかの民生的機関 some civilian agency に委ねられるべき日本人戦争捕虜の本国送還の機能については例外とする」。

第四点は、復員業務において、必要と判断された場合に旧軍人の利用を認めると定めたこれまでの規定を削除するよう求めるものだった。(34)

第三点と第四点は、かつてデレヴァンコが対日理事会において復員庁は旧軍幹部を温存するための機関だと非難した行動を想起させるものであった。明らかにソ連側は日本の復員機関の活動に強い疑惑を抱いていたのである。(35)

パニューシキンの以上のような修正要求を、マッコイ議長はマッカーサーの占領政策に対する否定的評価を広める目的でなされていると受けとめた。このために、それまで比較的穏やかに進行してきた極東委員会は一転して対決の場となった。すぐに異変に気づいたアメリカのマスコミが注目して報道すると、パニューシキンは委員会でアメリカの報道は事実を歪曲していると抗議した。このため、極東委員会では公的に記事は事実無根だとする声明を出すべきか否かをめぐり特別会議を開いた。(36)

極東委員会の席以外でも、パニューシキンは前任者の時期には見られなかった行動をとった。彼はＡＰの記者

のインタビューに答え、ソ連側の主張を繰り広げたのである。そこでまずパニューシキンは、ソ連側はスターリンが四月の時点でスタッセン（アメリカ大統領候補）に述べた通り、まだ米ソ関係の改善に期待をかけていると述べた。つまり、今後の米ソ関係はアメリカの出方次第だとする理解を伝えたのである。それに続けて、彼は対日政策に関連して次のように述べた。

「周知のごとく、極東委員会の最重要課題は軍国主義的日本の再生を阻止し、この国を民主化することである。しかしこの点では、状況は必ずしも満足するものではない。この点に真剣な注意を向ける必要がある」[37]。

この発言は、アメリカ以外の極東委員会の構成国に向けられたものと見られる。つまり、彼はこれらの国の代表に対して、アメリカの対日政策は連合国が目指していた日本の非軍事化と民主化という目標に逆行していると訴えたのである。

以上のごときパニューシキンの行動は、すべてスターリンの指示によってなされたものと考えて間違いなかった[38]。おそらくスターリンは、こうした行動によって日本の軍事化の危険をアメリカ以外の連合国に訴え、アメリカの国際的威信に打撃を与えようとしたのである。しかし「日本における軍事活動の禁止と日本の軍備の廃棄」決議に関する限り、パニューシキンの精力的な活動はたいした成果をもたらさなかった。アメリカ以外の極東委員会構成国はアメリカの対日政策の転換に注目しつつも、ソ連代表がこのような修正提案によって最終的に何を目指しているのか、理解できなかったのである。

極東委員会の討議がソ連側にとって不本意な形で終わったのは、既にこの時までにアメリカを中心とする反ソブロックが成立していたからではなかった。まだ状況は流動的で、各国の議論はさまざまな方向をもっていたのである。たとえば、上記第三点の復員庁を廃止して、その業務を非軍事的機関に委譲すべきだとする提案に対しては、ソ連一国が賛成、アメリカなど八国が反対したのであるが、フランスとニュージーランドは棄権票を投じ

ていた。対照的に、復員業務において旧軍人の利用を全面的に禁止すべきだとするソ連提案（上記第四点）をめぐっては、中国の代表が捕虜の復員と本国送還はソ連代表の言うように区別できるのかと質問し、オーストラリアの代表がソ連に抑留されている日本人捕虜は何人いるのかと尋ねた。後者の質問に、アメリカの代表が「およそ七〇万人がまだソ連の管轄下にあると見られる」と答えたとき、そうした状況にあるにもかかわらず復員業務から旧軍人を排除すべきだというソ連提案は現実を考慮していないように見えた。結局、この修正提案はソ連だけが賛成し、残りの一〇カ国すべてが反対したのである。[39]

以上からわかるように、スターリン指導部は一九四七年秋からアメリカに対して明白に対決姿勢に転じた。このような対応は、パニューシキンがワシントンに赴くまでに対日政策にも及んでおり、彼は極東委員会に登場するや否や、アメリカは日本の非軍事化に真剣に取り組んでいない、むしろ日本の再軍備に向けて動き出していると主張し始めたのである。つまり、一九四七年秋には彼らの対米認識に決定的な変化が生じ、同年末にはアメリカの対日政策についての認識でも変化が起こっていたと考えられるのである。このような状況の中で、スターリン指導部が元々乗り気でなかった米ソ協定の履行に向かわず、協定の許す範囲で送還を引き延ばす策を取ることは十分にあり得たであろう。もとより協定を完全に無視する選択はあり得なかったが、だからといってアメリカに協力する気にもなれなかったのである。つまり、一九四七年末から翌年春までの送還の中断は、ソ連指導部の対米認識の悪化によってもたらされた可能性が非常に高いということである。

それでは、日本についての認識はどうだろうか。ソ連指導部の対日認識もほぼ同じ時期に変化していたのではないのか。それが送還中断の背景にあるのではないのか。この点を考えるために、次に当時の最大の問題である対日講和問題を中心にソ連側の日本認識を検討してみよう。

六　送還の中断とその背景（二）

先行研究が示すように、日本政府の講和条約への動きは連合国の意向とは独立して進められた。すなわち、外務省幹部が省内に設置した「平和条約問題研究幹事会」は、一九四六年一一月に千島列島と歯舞、色丹に関する調書（第一部）を完成し、これを翌年三月にアチソン政治顧問に、そして四月にマクマホン＝ボール対日理事会英連邦代表に手交した。（中国とソ連の代表には手交しなかったようである）。さらに六月四日と五日には芦田外相がUPの記者などの個別インタビューに応じ、日本側は可能な限り早急の講和条約の締結を希望していること、また「ポツダム宣言の日本領土に関する条項の沖縄と千島の一部に対する適用について」日本側に独自の意見があることを明らかにして、連合国内に波紋を引き起こした。(40)

こうした日本側の動きに対するスターリン指導部の評価は、直接的な史料が発見されていないために解明できない。しかし、彼らが参照した文書については、かなり明らかになっている。利用可能になった史料の中で特に興味深いのは、ソ連代表部政治部参事官上級補佐官V・A・グリンキンが書いた報告書である。彼はまず一九四七年一月に、「日本の対外政策的立場の問題に寄せて、その概観」と題する報告書をモスクワに送った。その内容は次のようなものであった。(41)（以下では便宜的に箇条書きにした）。

第一に、「日本が現在まったく対外活動に従事しておらず、対外政策を進めていないと考えるのは誤りである」。グリンキンに拠れば、「一九四六年七月二九日に、日本政府は公式に外務省に講和問題研究委員会を設置し、活動を開始した」。その後暫くして、日本政府は講和条約の準備を完全に終えて止めたと新聞紙上に発表した。これは日本側が講和会議は速やかに開かれると予想していたが、実際にはそれが遠のいたからである。以上に関連して、日本は第一次大戦後のパリ会議のときの敗戦国と同じく、講和会議で「対応する資料を提出し、その見解

と希望を述べることができると考えている」。また、彼らは「日本の切り札は第一に列強全体の、特にソ米間の対立」だとみている。[42]

第二に、日本は講和会議で発言を許されれば、「千島列島の全部、あるいはその南部の返還」を求めるであろう。日本はこの要求を補強するために、カイロ宣言では小島の帰属が明確に規定されていないと主張し、千島列島の日本領有を定めた「サハリンと千島列島を交換した一八七五年の露日条約」に言及する意向である。[43]

第三に、日本は講和会議で以下のような広範な要求を提示するだろう。天皇制の維持。戦勝国による、あるいは国連による主権、領土保全と独立の保障の確認。日本の即時の国連と国際組織への加盟。賠償の緩和。日本人移民と日本にまだ戻っていない日本人の擁護。日本人の海外移住の可能性。国内秩序のための、陸、海、できれば空の武器を装備した警察力の保持。輸出入の拡大の機会。太平洋商業航路に参加する権利。『北方地域』における漁業権の提起などの広範な要求を提示するだろう。[44]

第四に、日本国内では、「進歩的グループ」が「吉田反動内閣」を打倒し、「講和会議ですべての連合国の信頼を得ることができる、より国民を代表した政府の創出」を目指している。しかし、「こうした方向の支持者の中に、対外政策問題での見解や行動の統一は見られない」。また「進歩的グループ」に対抗する日本の支配層は、その支配を守るために、「アメリカの軍閥や反動勢力との反ソ同盟に進もうとしている」。しかし、彼らは「伝統的な政策に従い、講和会議において、特にその後に、太平洋における列強の対立につけ入り、あれやこれやの利益を引き出そうとするであろう」。[45]

第五に、日本では「過去の侵略的帝国主義的対外政策に対する非難がなされていない」。日本の新聞や雑誌には、過去の政策を非難どころか賛美するものまで出ている。[46]

以上のように、このグリンキンの報告書はソ連側の対日講和問題に対する基本的立場を明らかにしていた。そ

こでまず注目されるのは、報告書での日本についての理解が、前年九月にノヴィコフがワシントンからモロトフに送った報告と正反対であったことである。すなわちノヴィコフの報告は戦後世界におけるアメリカの世界的影響力を重視して、「日本に駐留するアメリカ軍の総数は多くないけれども、その支配はアメリカ人の手中にある」と記していた。[47] これに対してグリンキンは、日本政府の自立性を重視し、影響力を持つ政治的主体として捉えていたのである。スターリン指導部は、この時点で日本について二つの解釈を示す報告を受けていたのである。

この報告書で第二に注目されるのは、ソ連代表部が日本外務省の講和条約準備の動きをかなり的確に捉えていた点である。ソ連代表部は、日本の指導部がまだ内部で討議している段階で、彼らが目指す方向について一定の理解を得ていたのである。これが諜報活動によるものであったのか、あるいは新聞等の公刊資料の綿密な収集と分析に基づくものであったのかは、目下のところは明瞭でない。

第三に、グリンキンの報告書の日本に対する批判的姿勢にも注目せざるを得ない。そこでは、日本の指導層は戦争責任を認識していないと一方的に断じられていたのである。この点は、日本国内で次第にソ連加害者論が表出されるようになると、両国の相互理解を困難にする大きな要因になるのである。

この報告書に対するスターリン指導部の反応は不明だが、その後もグリンキンが講和問題に対する日本政府の姿勢を分析し続けたことから見て、この報告書がソ連指導部の中で悪くない評価を得たことは確かであった。

グリンキンは七月末に、第二の報告書である「対日講和問題に寄せて、その概要」を提出した。[48] 周知のごとく、七月一一日にアメリカ政府はワシントンに集う極東委員会の各国代表を国務省に招き、そこで来る八月一九日に対日講和予備会議を開く提案をした。このとき、ソ連代表は国務省の集まりに参加しなかったため、ソ連政府に対してはモスクワ駐在のスミス大使がモロトフ外相を訪ね、この提案を伝達したのである。モロトフはこの席で四国外相会議は対日講和条約の準備に関与しないのかと質問を浴びせた後に、検討して後刻回答すると述べた。[49]

その後二二日に、ソ連政府はアメリカの一方的な予備会議開催の提案は受け容れられないとし、「対日講和条約の作成のための会議を開催する問題は、暫定的に上記四国の代表によって構成される外相会議によって検討される必要がある」と回答した。[50] グリンキンの七月の報告書は、その冒頭の文面から見て上記のアメリカ提案の後に作成されたものだった。[51]

第二の報告書でまず注目されるのは、グリンキンの分析視点が以前のものとほとんど変わっていなかったことである。報告書は、日本政府は来るべき講和会議の決定に影響を与えることはできないと知っているが、「それでも彼らは、新聞その他の現在入手できる手段を利用して、然るべき宣伝を行い、それによって日本の希望を『好意的に』受け入れ、条約条件を緩和する方向に連合国を予め向けさせるよう努めている」と記していた。また別のところでは、「日本の支配層が、復讐心を内に蔵していることを示す証拠は多数存在する」と指摘し、吉田茂が一九四七年初頭にソ連を北方の敵と呼んだことを報じる記事と、芦田均が六月に沖縄と千島列島に関して要求を表明したことを報じる記事に注意を向けた。[52] 明らかに、グリンキンは依然として日本の指導層をソ連にとって危険な活動主体とみなしていたのである。

当然、報告書は日本政府が講和会議に提出するために準備している「要求」に注目していた。それに拠れば、日本の案は三通りあり得た。第一の「最適案」は、千島列島、沖縄、小笠原諸島の返還と本土に密接する小島の保持を求めるものであり、第二の「最小案」は、千島列島の一部、特に択捉と国後と、沖縄の北部、九州に密接する小島の返還を求めるもので、第三の「極端な案」は千島列島と沖縄に対する国連の後見（opeka）を求めるものであった。この部分は活字が磨滅しているので、あくまで判読できる限りであるが、三案のどれが有力だとグリンキンは述べていなかった。[53]

その代りにグリンキンは、日本の出方に関しては明瞭に指摘していた。彼は、日本はこのような「要求」を補

強するために、ポツダム宣言において千島列島と沖縄の位置づけが規定されていないこと、日本がヤルタ条約に参加していないこと、そして千島列島は日本が軍事力で獲得したものではないこと、特にその南部は北海道に属していることなどを主張するだろうと見ていたのである。彼はまた日本政府がマッカーサー司令部に対して、千島列島の「経済的領土的価値ではなく」、同列島がソ連領になることで日本人とロシア人とあまりに近接することを理由として、その返還を求めたという情報があると記していた。[54]

以上の他にも、第二の報告書には興味深い点が存在した。それは日本と連合国の関係を分析した個所である。グリンキンは次のように論じたのである。

「われわれは、将来の日本の国境の画定問題で、アメリカが、カイロ、ヤルタ、そしてポツダムにおいて連合国によって共同で採択された決定を放棄することはよもやないと考える。それ故、アメリカが千島列島に対する日本の要求を擁護する任務を引き受けることはありそうもない。そのことは、自国が沖縄、小笠原諸島、かつて日本に配分されていた……小さな諸島を、アメリカと太平洋西部の戦略的国境として執拗に得ようとしているので尚更そうである。しかしながら、それでもアメリカには、千島列島を日本人の手に引き渡すことに反対しないか、あるいはアメリカの手に引き渡すことの方が良いと考える者がいることも考慮すべきである」。[55]

ここから明らかなように、日本の指導層の失地回復の動きに強い関心を寄せていたグリンキンは、アメリカがこうした要求を受け入れるはずはないと考えていた。彼はその他の連合国も同様の立場をとると考えた。つまり、イギリスとその自治領は「ヤルタにおいて条件づけられた、これらの島［千島列島…引用者］を［ソ連側に］引き渡すことを最終的なものと考えている」ようであり、中国はどうやら沖縄を自国領と考えているようだと分析していたのである。[56] 結局、日本の失地回復を目指す動きは明瞭であるが、これに対して連合国はそろって否定的立場を取っているというのが報告書の基底にある認識であった。

この報告書がソ連指導部に読まれていたと思われる頃、対日講和問題をめぐって米ソ間では厳しい遣り取りがなされた。まず八月一二日に、アメリカ政府は他の極東委員会構成国は一一カ国による予備会議に参加する意向を示しているとして、ソ連政府に再考を求めた。これに対して二九日にソ連政府は、四国外相会議が「対日講和条約を作成するための会議を開催する問題」を予備的に検討する場であると応じ、再度アメリカの提案を拒絶した。[57] ソ連の二回にわたる拒否の文面は、ソ連側は対日講和会議を急いでいないという印象を与えるものであった。

グリンキンはこうした状況の中で、いよいよ自分の仕事が評価される時が来たと感じていたであろう。彼は九月一〇日付の週刊の新聞論調報告においても、日本の対外的働きかけに注目して、次のように書いた。

「すべての新聞が、日本人の本国送還の過程に関する総司令部の通知を伝えている。そこでは、ソ連にまだ九四万四、五八〇人の日本人が残留しているとするところが特に強調されている。関連して注目されるのは、参議院議員星野［芳樹］が一九四七年九月五日に東京の中心部の大通りの一つで再び恣意的なハンガーストライキを始めたことである。ハンガーストライキの目的は、ソ連とその他の地域にいるすべての日本人の本年末までの帰国の保証を得ることである。星野は、彼が作成した送還促進の嘆願書に一、〇〇〇万人の署名を集めるつもりである。彼は九月一五日から、ハンガーストライキの場所を参議院の建物の中に移すつもりである。これに関連して、新たな反ソの動きが起こり、我々に対する嘆願の動きが強まることが予想される」。[58]

こうした記述から明らかなように、彼は日本の指導層の対外的働きかけを重視し、その動きをかなり綿密に追っていたのである。にもかかわらず、この後暫くの間グリンキンは講和問題に関する報告書を出さなかった。僅かに一〇月の新聞論調報告において、彼は吉田茂の早期講和を求める発言を取り上げ、「日本のリベラルと他の反動勢力は、再び前もって片面講和 separatnyi mir に対して無条件の同意を与えると保証することによって、マッカーサー司令部から自身が権力を取った際の支持を確保しようとしている」と論じた。[59] おそらく既にここに

は、九月末に設立されたコミンフォルムにおいて、世界は米ソを中心とする敵対する二陣営に分裂したとするジダーノフの発言が影響を与えていた。ジダーノフがスターリンの支持を受けて世界は二陣営に分かれていると断じている時に、敗戦国の日本が国際政治で一定の自立性を保持していると主張するのは、危険な行動であったはずである。何も裏付ける史料はないが、だからこそグリンキンは一〇月の新聞論調報告では、上述のごとくアメリカと日本のどちらに重点を置いているのかわからないような文章を綴ったのではあるまいか。

ともあれ、一一月の末になると事態はさらにグリンキンにとって望ましくない方向に向かった。スターリン指導部が、二陣営対峙という世界認識に基づく新対日政策を打ち出したのである。まずモロトフは、二七日にロンドンで開かれた四国外相会議で、ソ連政府は揺ぎ無い世界平和の確立のために、ドイツ及び日本と早急に講和条約を結ぶ必要があると認識していると発言した。[60] さらに、ソ連政府は二七日付で中国政府に宛てた文書で、対日講和問題を討議するために一九四八年一月に中国で特別の四国外相会議を開きたいと提案し、これを翌日公表した。[61] これまでソ連政府は、対日講和条約を問題にするのは時期尚早だとする態度を示唆してきたのであるが、おそらく中国政府がアメリカ政府の提案を条件付きで受け入れる姿勢を示したのを見て、方針を変更したのである。新しい政策は、対日講和条約の早期締結を望ましいとしつつも、四国外相会議を無視するアメリカ政府の行動は受容できないと主張するものだった。また、中国の意向に対して目に見える配慮を示すようになったのである。

この政策転換はグリンキンに直接関わっていた。新政策はその対米対決姿勢から、アメリカ政府と彼らに同調して片面講和を求める日本の指導層を一体とみなし、これと日本国民を対置したからである。言い換えれば、新政策は彼が指摘してきたアメリカ政府と日本の指導層の間に潜む対立点をまったく無視するものだったのである。

ソ連のマスメディアは、すぐに新政策に沿って日本に関する記事を掲載し始めた。たとえば、『イズヴェスチヤ』に掲載された記事は次のように事態を説明した。

「アメリカは、国際協力を自国の膨張主義者の意向に従順な『投票機械』に替えようとして、一一カ国の会議の招集を主張している。これらの国の大半は、アメリカに経済的政治的に直接依存しているのである。反動的なアメリカの新聞は、アメリカの提案が、粘り強く、首尾一貫して日本の非軍事化と民主化を目指し、極東における揺ぎ無い民主的平和の確立を説くソ連に向けられていることを隠そうとしない。札付きの反動である吉田が、日本におけるアメリカ軍政部の機関紙である『スターズ・アンド・ストライプ』紙上で『関係各国にとって』対日講和条約をソ連抜きで結ぶことが望ましいと述べたのは偶然ではない」。「アメリカ議会の委員会や小委員会は、今やアメリカの独占資本家の膨張計画の戦略的、政治的、経済的側面を研究し、検討する作業場の役割を果たしている。そうした委員会の一つはアメリカ政府に対して、『日本との講和交渉の結果として』、横須賀、佐世保、呉の軍港、つまり、本来であれば日本の非軍事化によって廃絶されるべき日本海軍の主要な四軍港の中の三軍港を獲得すべきだと進言している」[62]。

つまり、アメリカは極東委員会構成国に圧力をかけ、また追従する日本の政治家を利用して、その利己的目的を達成しようとしているというのである。アメリカ外交についてのこのような説明は、日本国内では日本国民がそうしたアメリカの支配の犠牲者になっているとする理解と結びついていた。後者の点は、この時期に『プラウダ』に掲載された記事の次のような一節がよく示している。

「新年の前夜に、陽が昇る国の無冠の支配者マッカーサー司令官は自身の創造したものを概観し、感情を込めて『改造され、再建された日本を創造するという計画は、完成の域に近づきつつある。モデルはできた。道は開かれた』と叫んだ。しかり。日本ではすべてが秩序立っている。一三万人の日本の警察官がアメリカ製の装甲自動車に助けられて『民主的自由』を擁護している。『社会主義者』の片山首相はインフレと戦うことを忘れ、共産主義に対する攻撃に没頭している。浮浪者たちが東京の地下鉄のトンネルや焼け残った寺院で飢え死にしつつある一方で、投機師と高利貸しが大金を儲けている」[63]。

ソ連各紙はこうした報道をすることによって、アメリカの一方的な対日講和条約の締結に向けた動きを非難し、

同時に、今や日本はアメリカの哀れな衛星国になりつつあるというイメージを広めたのである。一介の日本分析官に過ぎないグリンキンも、この状況を受容せざるを得なかった。彼は一九四八年二月に「日本におけるアメリカの政策、一九四七年の概観」と題する報告書を作成した際、冒頭で次のように書いた。

「過ぎ去った一九四七年は、この一年の間に連合国の陣営に最終的な分離が生じたことによって特徴づけられる。この結果として、世界にはアメリカを中心とする帝国主義的反民主主義陣営と、ソ連を中心とする反帝国主義的民主主義陣営という相互に根本的に対立する二つの陣営が成立した」。この状況では、アメリカは「その膨張の対象となるすべての国において、自らの政治的経済的支配、これらの国のアメリカの衛星国の地位への引下げ、そこでのアメリカ資本による搾取に対する労働者と民主運動のあらゆる妨害の排除を行うために、国内体制を確立することを目指している」(64)。

これは言うまでもなく、前年九月末のジダーノフ演説をそのまま受け容れたものである。報告書の表題から見ても、グリンキンはジダーノフの世界認識の規定に沿って日本の政治情勢を分析するよう求められていたのである。当然、彼がここで強調したのは、もはや日本の独自の対外的働きかけではなく、単独占領という立場を利用したアメリカの軍事的、経済的、政治的措置であった。第一の軍事面では、今やアメリカは日本においてアメリカ軍の空軍基地や海軍基地の建設をすすめていた。そればかりではなかった。アメリカの活動は次のような方向にまで広がったのである。

「軍事行動の舞台とみなす満州やソ連領沿海地方、その他の極東ソ連領の研究を強化し、このために日本の参謀本部において押収した文献や資料、さらには、かつてソ連や満州で活動した参謀本部作戦部の諜報員や将校を利用している。アメリカが、日本を極東における自国の同盟国、軍事的橋頭堡にし、その力を利用して、大陸全般、何よりもソ連に対する膨張の実現に向かっていることは自明である」(65)。

つまり、アメリカは旧日本軍の持つ地理的情報などを利用して、対ソ戦争に備えた具体的な準備を始めたというのである。当然、このようなアメリカの動きは経済面にも及び、まず日本経済を弱体化させ、「次に、『鷹揚な

庇護者』としてふるまい、弱体化した日本に、その経済的自立性を無にする奴隷的な条件での経済援助を押し付けている」のである。結局アメリカは「自国の民族的独立を犠牲にし、ワシントンの指示に従って、アメリカが望む政治を実現する姿勢を持つ［日本の］反動的政党や人物に賭けている」というのである。(66)

以上の引用から分かるように、この報告書に示されている状況認識は前年一月から九月までに示されていたそれと大きく異なっていた。新しい報告書ではもはや日本の指導者は、アメリカの独裁的支配を支えて分け前に与かる卑小な存在でしかないのである。

知られる限り、これはグリンキンが東京で書いた最後の報告書であった。東京のソ連代表部では一九四八年八月二一日付で「日本外務省、その概要」と題する報告書が作成されたが、その作成者はもはやグリンキンではなく、K・A・ポポフであった。また予想されるごとく、この報告書の趣旨は「日本外務省は総司令部の指示を遂行する路線、講和会議を準備し、講和条約の締結の後に外交関係を回復する路線にそって積極的な活動をしている」というものであった。(67) そこには日米間に潜む利害の対立に注意を向ける姿勢がまったく見られなかった。

このような認識の変化は、二〇〇四年に刊行された米ソ関係資料集で初めて明らかにされた史料によっても確認できる。それは、ソ連外務省参与会の二月一七日付の決定に基づき、二月二六日付でソ連外務省第二極東部のザブロジン部長代理が外務次官ヴィシンスキーに送った連合国対日理事会ソ連代表宛ての補足指示の案文である。史料集の編纂者によれば、これは実際に発出され、キスレンコによって「特に、三月三日、四月二八日、八月一一日、八月二八日の対日理事会における発言によって実行された」のである。(68) この補足指示の核心は次の点にあった。

「連合国対日理事会ソ連代表は、現在のアメリカの対日政策がポツダム宣言並びに一九四五年のモスクワ外相会議の決定に完全に矛盾していること、またアメリカの占領軍最高司令官が日本の占領及び管理の問題に関して［対日］理事会

との協議を拒絶するばかりか、［対日］理事会において理事会構成諸国がこうした問題を討議するのを妨害する行動をとって［対日］理事会を無視している事実をよく考慮して、アメリカの政策が日本に対する政策として連合国が合意して取り決めた決定の定める課題と矛盾していることを指摘し、その政策［の問題性］を暴露しなければならない」。

この文面から明らかなように、ソ連指導部はキスレンコに対してアメリカの対日政策を非難するよう命じたのである。ここにはそうした非難の対象として取り上げるべき具体的内容も列挙されている。それは、第一にマッカーサーが一九四五年のモスクワ外相会議の決定を無視して行動していること、第二に日本の非軍事化が進んでいないこと、第三に占領軍の要する費用のために、日本の財政状態が悪化していること、第四に日本ではアメリカの示唆に従って非合法的、反合法的な軍事組織が活動していること、第五に財閥の解体が進んでいないこと、第六に土地改革法の施行が妨害されていること、第七に戦後の日本の選挙法、労働法などが反民主的性格を持っていることというものであった。(69)

おそらくソ連指導部は、一九四六年の段階でデレヴァンコに与えた指示が日本の動向に注意を向けるものだったので、その後の変化に即して、敵対すべき相手はアメリカであると確認するためにこの補足指示を作成したのである。文書の調子から見て、ここに示された指示は、緊急に方針を転換するために作成したものではなかった。むしろ、既になし崩し的に進められていた活動の方向を改めて確認したものと思われる。

いずれにせよ、三月三日の対日理事会でキスレンコがこの補足指示に基づいて行動した。事前にこの日の議題として「日本の新政府」を取り上げるよう提案していた彼は、いきなり幣原首相が組閣して以降の日本の政府の中に多数の戦犯が含まれていたとして、十名ほどの政治家の名前を次々に挙げ、戦後の日本政府が経済危機を克服できないのは、GHQとマッカーサーがこうした人々の活動を許してきたからだと攻撃した。さらにキスレンコは、次期首相と目されていた芦田均もそうした追放されるべき政治家の一人であったとし、彼の戦時中の経歴

について詳しく説明しようとした。しかしこの時点で議長を務めたシーボルトが日本の内政へのこうした関与は望ましくないとして発言の中止を命じ、納得しないキスレンコとの間で激しい論争を繰り広げた。キスレンコは、シーボルトの制止は「（対日理事会の構成国が持つ）日本の民主化に関わる最も重要な問題について勧告し、自己の見解を表明する権利」を否定するものだと主張したのである。そこでシーボルトは中国とイギリスの代表の見解を求め、両者からキスレンコの発言内容は対日理事会において行う意見表明として不適切であるとする補強意見を得て、発言を中止したのである。[70]

この事件は二月二〇日に辞表を提出した片山を継いで芦田が首相に就任する直前に起こったので、キスレンコの狙いは芦田首相の出現を阻止することにあったかのように見えた。[71] しかし実際には、彼の行動の目的は別のところにあった。上述の補足指示にあるように、彼は総司令部が日本の非軍事化という課題を果たしていないと主張するために、総司令部は戦犯にあたる人物を野放し状態にしていると論じたのである。つまり、芦田攻撃は彼の主張の中では副次的意味しかもたなかったのである。

以上、ソ連の対日姿勢と送還の中断の関係を検討するために、一九四七年初頭から翌年春までのソ連の日本専門家の分析と対日理事会代表の言動を追ってきた。ここでの結論をまとめれば、次のようなものである。第一に、ソ連の日本専門家の分析の変化を通して窺えるソ連側の日本認識は、確かに一九四七年一〇月から一一月にかけて急変した。第二に、しかしこの変化は、日本は政治的影響力を保持して行動する危険な存在であるという認識から、日本はアメリカに従属する卑小な存在に過ぎないとする認識へ向かうものであった。ここからすれば、一九四七年一〇月頃からソ連指導部は日本の政治家たちをアメリカが目指す政策を支える補助的役割を果たす存在にすぎないと見るようになったと考えられる。第三に、したがって日本の指導層の反ソ的な言動を見て、ソ連指導部が抑留者の送還の中断に向かったと解釈することは適切ではない。前節の結論と併せれば、一九四七年から

翌年春までの送還の中断は、米ソ関係の悪化を背景にして生じたと考えられるのである。

七　米ソ対立の中の抑留問題

ちょうどソ連側が日本はアメリカに従属した存在に過ぎないと思い定めた頃から、日本国内ではソ連抑留者への社会的関心が高まり、早期の送還を求める動きが広がった。そのことは一九四八年の春までに東京のソ連代表部においても理解されたはずである。同代表部にも三重、奈良、静岡、石川の各県からの引き揚げ促進団体が三月一八、一九、二〇日と連日訪れ、早急の引き揚げを陳情したのである。このとき陳情団は、嘆願するとともに切実な質問を繰り返した。それは「送還再開の期日を正確に教えて欲しい。送還は一九四八年のうちに終わるのか。捕虜のうち何人が死んだのか。何故、我々の多くの嘆願や書簡にもかかわらず、ソ連政府から何の明白な回答もないのか。何故、毎月五万人以上送還できないのか」というものであった。この件を記載した報告から見て、応接した代表部員はこうした発言に格別の応答をしなかったようである。[72]

上記のソ連代表部の報告には何も書かれていないが、この訪問は時期から見て、明らかに一四日に在外同胞帰還促進全国協議会が加盟三〇余りの都県で挙行した県民大会を受けたものであった。このときは芦田首相などのメッセージが全国に放送されたのである。[73]

上記の陳情団がソ連代表部を訪れていたとき、衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会でもスターリンとマッカーサー宛の早期送還を求める嘆願書の作成が進んでいた。両者に嘆願書を送る提案は前年の一一月に既に出されていたのであるが、占領下にある議会がどのように嘆願書をソ連指導部に伝えることができるのか不明であったために、その作成にかなりの時日を要したのである。結局、同委員会関係者は総司令部のシーボルトと相談し、

その激励を受けて四月二日までに最終案を完成した。同日同委員会委員長（天野久）が読み上げたスターリン宛のそれは、次のように訴えていた。

「かつては貴国関係地域に時を過し、今や内地に引揚げ来つた（ママ）者の大部は、おの〳〵家郷に帰つて（ママ）平和の生業に服し、殊にその大多数が耕作農民に属する関係上我が国現下の重要問題たる食糧増産に努力しております。なお四月解氷期とともに、残留者送還が昨年に劣らざる数において再び実行されることを国民一同堅く信じております。ただ未帰還者家族、夫を待つ妻、子を待つ親、父を待つ子等は、その肉親の一日一刻なりとも早き帰国を待ちわび、その情実に切なるものがありまして、彼らより引揚数増加の懇請方の陳情書は日々国会議員の机の上に送られてまいる次第であります。……日本がポツダム宣言を完全に履行し、平和国家として健全に再生しようとするわれ〳〵の覚悟には、いささかの変化はなく、今後とも厳に日本政府を督励して受入態勢の万全を期さしめる覚悟であります。何とぞ、このわれ〳〵の微衷を了とされ、今後引揚数を増加され、今年中に全員帰国出来得るよう、格別の御配慮あらんことを切にお願いいたす次第であります」[74]。

以上の文面から明らかなように、国会議員が全員署名したと言われる嘆願書はもっぱら人道的観点を強調して抑留者の早期送還を要請するものであった。そこには長期の抑留に対する非難めいた言葉は何も含まれていなかった。ともかくも、早期送還を求めるという一点で国民の意見が一致していることを伝えようとしたのである。

同様の姿勢は、芦田内閣の官房長官苫米地義三が四月四日にラジオ放送で抑留問題について政府の立場を説明した際にも大筋で踏襲された。苫米地の発言は国会議員の嘆願書と異なり、直接国民に向けられていたためにソ連に対する具体的要望を含んでいたが、それでも次のようにソ連批判と受けとられないよう、言葉が選ばれていた。

「ソ連地区には現在残留者総数の九〇パーセントに相当する約七〇万の邦人が残留されています。したがって今後の引揚げの対象はほとんどソ連地区の邦人であるということができます。（中略）三度目の越冬のために、シベリヤの露と

消えられた犠牲者があるであろうことを考えますと、まさに断腸の思いがするのであります。しかし全国民の憂慮の中にも月日は過ぎ、今や引揚げが再開されるべき四月となりました。ご家族の方々は引揚げ再開の報を今日か明日かと待ちこがれていられることでしょう。だがこの吉報はいまだに到着しないのであります。政府もまた御家族の皆様と同じように吉報の到着を今か今かと待ちわびているのであります」。「しかし再開するだけでは不十分であります。一人でも多くの邦人が帰られることが必要であります。一昨年の米ソ協定では毎月の引揚数は五万名と定められております。もちろん五万の数字では不満足でありますが、この数字でさえも昨年六月以降は満たされなかった状況であります」[75]。

言うまでもなくこの時期の日本には外交権がなかったので、苫米地のこの発言はあくまで日本国民に向けて発せられたものであった。しかしそうであったとしても、日本政府の立場を示す以上、発言が日本を占領していた諸国にメッセージを発するものとなることを苫米地は意識せざるを得なかったはずである。そこで苫米地が示したのは、日本政府は抑留問題をあくまで非政治的次元の問題として捉えており、ソ連指導部もまたそうしたものとして対処して欲しいとする態度であった。しかしソ連指導部はこのような苫米地の理解を受け容れなかった。五月五日に千歳丸が函館に、そして翌六日に明優丸が舞鶴に入港して始まった一九四八年の抑留者の引き揚げ[76]は、このことを明瞭に物語るものであった。送還が再開しても、帰還者は五月が四万六、三四五人、六月が四万四、九九九人、七月が四万六、〇三四人、八月が四万〇、〇三〇人、九月が三万七、二一四人と常に五万人を下回っていた[77]。スターリン指導部は日本からの嘆願を聞き入れなかったばかりか、長期にわたり月五万人の送還という規定が履行されない理由について説明することもなかった。

以上のごとき状況に危機感を抱いて対応したのは日本共産党であった。彼らは日々の活動を通じて、抑留問題が自分たちの弱点であることをよく理解していたのである。そこで彼らはたびたびソ連代表部を訪問し、この問題をめぐって協議した。四月二一日付の『アカハタ』は、一九日に徳田書記長が中西功議員とともにソ連代表部

を訪れ、「対日理事会ソ同盟代表政治顧問ゲネラロフ氏と引揚げ問題について懇談した」と報じた。前述の如く徳田は一二月にも代表部を訪れていたので、この問題で二度目の訪問であった。しかし成果は乏しかった。ゲネラロフは「ソ同盟政府は引揚げ完了に全力をあげている。引揚再開は五月のはじめで、今年も協定数（五万人）を上回ると思う。抑留者の生活は決して心配はいらないから、デマに迷わされず受入態勢をよくするよう努力されたい」と説明し、何も新しい情報を与えなかった。[78] ゲネラロフがこの『アカハタ』の報道の通り発言したとすれば、彼は四月五日の政府決定第一〇九八―三九二（秘）号について何も知らされていなかったと考えねばならない。先に見た如く、それは「日本人捕虜」のうちの一七万五、〇〇〇人の年内帰国を決めており、「引揚げ完了」をめざすものではなかったからである。

また、五月三一日にはソ連代表部を訪れた共産党員スズキが「反動的な引き揚げ団体との直接的な戦いが困難であるので」、日本共産党は民主的な引き揚げ者を統一する団体として、四月に帰還促進の団体を結成したと説明した。スズキはソ連代表部が一九四八年のうちに抑留者を全員帰還させると述べたという噂が出回っているが、これは本当かと尋ね、さらに、「民主的傾向を持つ日本人帰還者」に対して、アメリカ占領権力の側から抑圧や脅しがなされているので、これを対日理事会で取り上げて欲しいと述べた。最後の件では、彼は次の機会に具体的資料を持ってくると約束した。[79] 付言すれば、四月二〇日に京橋公会堂で共産党系のソ連帰還者生活擁護同盟の創設大会が開催されているので、[80] スズキの報告に嘘はなかったのである。

さらに六月二二日にはノロと名乗る日本共産党員が代表部を訪れて、送還問題に関わる資料をもらえないかと持ちかけた。これは反ソ宣伝と戦うために必要だというのである。同様の要請は、日本共産党の引き揚げ促進団体のために活動するヒサトメ・ヨウジも八月三一日に行った。彼はソ連からの帰還者の数が少ないことから反ソ宣伝が強まっていると説明し、こうした状況の中で戦う彼の団体の活動を容易にするために、「日本人捕虜の本

国送還問題についてのソ連側の今後の意向について、彼に進路指導をするorientirovat'」よう、応接したソ連代表部員に頼んだのである。[81]

こうした共産党員の働きかけは、彼らがソ連側の抑留問題の取り扱いに割り切れないものを感じていたことを示している。彼らはこの問題が米ソ対決の日本における主要な争点の一つであると認識し、またアメリカ側に問題があると信じつつも、日本国民にこの問題をめぐるソ連側の対応をどのように説明してよいのか、分からなかったのである。

興味深いことに、東京のソ連代表部にも日本共産党員と同じように抑留問題が深刻な政治問題になっていると認識する者がいた。カタソノワによれば、ロシア外務省文書館の史料の中には代表部の政治部参事官付職員が八月二一日付で作成した「日本における反動的でソ連に敵対的な宣伝に対抗するための進歩的組織の創設に寄せて」と題する職務用調査資料があり、そこには「日本人のソ連からの本国帰還を、アメリカの占領当局は日本における反ソ的宣伝に利用するための主要な材料の一つとして利用している」、「アメリカの指導の下になされている反ソ的なこの活動には、日本政府によって帰還者支援のための資金から補助金が支払われている」と記されていた。[82] 明らかに作成者は、先に挙げた日本共産党員と同じようにこの問題を捉えていたのである。

また、九月一〇日に代表部のゲネラロフがソ連帰還者生活擁護同盟の清水達夫と高木俊雄との会見に応じた際には、彼は引き揚げ数が五万人に足りないのは米ソ協定に違反するものではないとした上で、協定は「気象条件、氷結、引揚港への引揚者輸送における諸困難等不測の事情によって輸送予定を変更し、あるいは一時引揚を中止する権利」を定めていると述べた。つまり、この時期の説明としては異例なことに、ゲネラロフは送還人数が五万人に充たないのは専らソ連側の事情によると認めるような発言をしたのである。しかし『アカハタ』の報道はこの点で踏み込むことなく、すぐに敵対勢力の批判に向かった。清水たちが「われわれは日本側の一時的ならび

に恒久的な受入態勢の不十分はよく知っている、また、現在の残留同胞がめぐまれた生活条件にあることもよく知っている、しかしながら反動は留守家族の感情を利用して引揚問題を反ソ、反共デマに盛んに利用している、引揚促進のためあらゆる物的条件を飛躍的に向上してもらいたいが」と発言したのに対して、ゲネラロフは「反動が引揚問題を利用していることは知っている、留守家族のお気持ちもよくわかる、ソ同盟当局は引揚に関して現在非常に心配している、これが向上についても配慮しよう」と応じ、同一の状況認識を持つことを確認したのである。[83]

このように日本において日本共産党と一部のソ連代表部員が真剣な意見交換を行っていたとき、スターリン指導部は相変わらず日本人の抑留問題について沈黙を守り続けた。代わりに彼らはアメリカの対日政策を次々に取り上げて、反米キャンペーンを展開したのである。一九四八年初頭からアメリカの対日政策は安全保障問題を中心に急激に転換したため、ソ連側としては取り上げる材料に事欠かなかった。春以降にソ連指導部がこの方面で特に精力を注いだのは、日本再軍備の一角を構成するとみなした海上保安庁の設置法案[84]と、日本の非民主化を象徴する問題だと特徴づけた公務員法改正問題であった。

まず前者の海上保安庁設置問題について言えば、設置法案が日本の国会を通過した四月一五日に、ワシントンの極東委員会で議事運営委員会副議長を務めていたオランダ代表がこの問題を極東委員会の本会議に正式に提議した。彼の説明によれば、議事運営委員会構成国は日本で同法案を採択する動きがあることを『ニューヨーク・タイムズ』の記事で初めて知り、ソ連代表の提起を受けて、これは極東委員会の本会議にかけるべき重要問題だと衆議一決したというのである。これに対し議長のマッコイは、アメリカ政府はこの法案が極東委員会の方針に何も矛盾しておらず、これは通常の行政的行為に過ぎないと考えていると反論した。しかしこの説明には中国の代表も納得せず、これは重要な法案なので、極東委員会が注目しているとマッカーサーに伝え、日本政府には極

東委員会が討議するまで法案提出を差し控えるよう指示を出すべきだと主張した。[85]

ソ連代表の発言はさらに尖鋭で、ことは日本の武装解除に関わる重大問題であるにもかかわらず、アメリカは極東委員会を無視して行動したと非難した。この状況に直面して、マッコイはまだ法案は日本の国会の審議にかけられたばかりで情報が不足していると述べ、強引にこの場を収めた。彼はおそらくこの日に日本で法案が採択されていることを知っていたが、参加国の強い批判を受け、この点を隠して戦術的後退をしたのである。[86]

極東委員会の構成国はまもなく海上保安庁設置法が日本の国会を通過したことを知ったが、アメリカ側のこの問題での対応を承諾しようとはしなかった。二二日の委員会では、ニュージーランドの代表とオーストラリアの代表が極東委員会で審議するまでこの法案の施行を延期すべきだと主張した。ソ連代表はより攻撃的で、アメリカの行動は採択されたばかりの「日本における軍事活動の禁止と日本の軍備の廃棄」に関する決議に反するものだと強く批判した。[87]

東京でも二八日の対日理事会において、キスレンコが海上保安庁の設置の動きは昨年末から総司令部が一方的に進めている日本の警察力強化とともに問題であるとし、極東委員会において決定がなされるまで海上保安庁設置法案の施行を止めるべきだと主張した。[88]

こうした過程を経て、二九日の極東委員会において海上保安庁設置法についての決議が採決に付された。既に法律が採択されていたので、極東委員会はその施行前に態度を決めねばならなかったのである。この日に提起された決議案は、極東委員会が十分に審議するまで法律の施行を延期すべきだとするニュージーランド案と、「極東委員会がこの問題について政策を決定するまで、日本人は沿岸パトロールもしくは沿岸警備業務を設置したり実行したりすべきではない」とするソ連案であった。ソ連代表はこのような強い調子の決議を採択することによって、一気に海上保安庁の設置を困難にしようとしたのである。

しかし、採択の結果はソ連の期待を大きく裏切るものであった。ソ連案については賛成はソ連だけで、反対が七カ国（オーストラリア、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカ）、棄権が三カ国（中国、インド、フィリッピン）であった。またニュージーランド案については賛成が七カ国（オーストラリア、中国、フランス、オランダ、ニュージーランド、フリッピン、イギリス）で、反対が二カ国（カナダ、アメリカ）、棄権が二カ国（インド、ソ連）という結果であった。しかしそれでも、アメリカが拒否権を発動して同案を否決したのである。[89]

アメリカとしては、この時点で極東委員会がマッカーサー司令部の政策を取り消せば、日本におけるその権威は大打撃を受けると予想されたので、たとえ極東委員会構成国の中に不満を引き起こしても、拒否権を発動せざるを得なかったのである。予期した通り、五月四日にオーストラリアの駐米大使はアメリカ国務省を訪れ、不満の意を表すエイド・メモワールを手交した。アメリカ国務省は六月一二日にこれに答えるエイド・メモワールを送り、日本の海上保安庁設置法の詳細を検討すれば、極東委員会の政策に矛盾するものはないと分かるはずだと説明した。[90] また極東委員会でアメリカの主張を支え続けたカナダも、メンジー外相が六月一日にケナンと会った際に、カナダは海上保安庁設置法で終始アメリカを強く支持したために「極東委員会の中でかなりの悪評を得た」と苦言を呈した。[91]

ソ連側はこうした委員会構成国の中に広がるアメリカ批判を背景にして、その後もこの問題を総司令部攻撃の材料として利用し続けた。ソ連代表は七月に、「極東委員会は、日本における海上保安庁設置の問題は極東委員会が予めこの問題を協議することなしに総司令部によって決定されたことに注意した（noted）」とする決議案を提案したのである。しかしこれは、七月八日に反対二カ国（オランダとアメリカ）、棄権八カ国で否決された。[92] 目につくのは棄権に回った国が大半であったことである。棄権した国はソ連に従ってアメリカの日本占領体制を批

判することを拒みつつも、マッカーサー司令部の独断的行動に対する反発をアメリカ側に伝えたのである。

全体としてみれば、海上保安庁設置法問題ではソ連は強硬な対米批判を繰り広げるばかりで、極東委員会構成国の不満を組織することに失敗したと言わねばならない。しかしそれでも、アメリカによる日本の再軍備の動きを批判し続けることによって、アメリカに対する一定の圧力を生み出したことは確かである。[93]

次に公務員法改正問題は、七月二二日にマッカーサーが日本政府に送った書簡から始まった。それは日本国内で高まる労働運動に対処するために、前年一〇月に制定されたばかりの公務員法を改正し、公務員のストライキ権等を禁止するよう勧告するものだった。芦田内閣はこの書簡をもとに三一日に政令二〇一号を公布して公務員のストライキを防止し、これ以上の労働運動の広がりを抑えようとした。[94]

ソ連側はこの動きを日本の民主化に逆行する行動だと批判した。最初に口火を切ったのはキスレンコであった。彼は八月一一日に総司令部に書簡を送り、マッカーサー書簡の内容はポツダム宣言の趣旨と極東委員会の決議に反するものだとして撤回を求めた。[95] 予期した如くこの書簡が無視されると、次に彼は対日理事会の緊急会議を開くよう要求し、二八日に開かれた対日理事会において撤回要求を繰り返し、次のように公務員の労働争議権を全面的に支持する姿勢を示した。

「政府系労働者のストライキが日本経済を混乱させる恐れがあるとか、占領権力にとって脅威となっているとかという口実は、まったく根拠のない不真面目なものである。日本の労働者は、自分の生活と労働の条件を改善するために、合法的権利であるストライキに訴えることを余儀なくされているのである」。[96]

ワシントンのパニューシキンもこれに続いた。彼は九月一六日に開かれた極東委員会で、マッカーサー書簡と日本政府の政令はポツダム宣言の規定と極東委員会で採択した二つの決議、すなわち「降伏後の基本的対日政策」と「日本の労働組合の組織原則」に違反していると詳細に論じる声明を発した。これにマッコイが反発し、

両者の間で激しい議論が繰り広げられた。[97] このときパニューシキンがどこまで他の構成国の意向を把握していたのか不明であるが、日本国内ばかりかアメリカ政府の中にも、またイギリスやオーストラリア、ニュージーランドなどの国々の中にも、マッカーサー書簡に始まる公務員法改正の動きを批判する強い意見が存在したのである。[98]

この問題に関するソ連の批判は、公務員のストライキ権などを禁止するのは民主化に逆行する行為で許されないとする原則的なものであった。これに対しニュージーランドやオーストラリア、カナダなどの主張は、禁止措置を一時的なものにすべきであるとか、すべての公務員にこうした措置を適用するのではなく、政府系企業に働く労働者には団体交渉権をみとめるべきであるといった部分的批判にとどまるものだった。両者の立場は基本的に異なっていたのである。[99] しかし後者の意見であっても、総司令部の権威を守ろうとするアメリカ側にとって譲歩は困難であった。このために、アメリカ側は以後一年間もこの問題の処理をめぐって極東委員会構成国と個別に協議することを余儀なくされた。

以上述べてきた海上保安庁設置問題と公務員法改正問題を中心とするソ連のキャンペーンは、国際世論のみならず日本国内の世論にも影響を与えた。日本国内ではアメリカ占領体制に対する批判的気分を醸成し、反ソ感情の昂進を抑える役割を果たしたのである。この点は、シーボルトが九月三〇日に国務省極東局長バタワースに対して送った報告によって確認できる。彼はそこで、それ自体は大して意味のなかったパニューシキンの日本の産業再生政策に関わる声明に触れ、「日本に関する限りソ連側が攻勢であり、ここから見る限り、たとえ意図が建設的であって、自由で民主的で経済的に自立した、平和を愛する日本を生み出すためになされているとしても、われわれの努力は守勢に回っている」と日本国内の世論状況を評したのである。[100]

ここでのシーボルトの判断は些かソ連側の攻勢の効果を過大視していていると言わざるを得ないが、それでもこの報告は当時のマッカーサー司令部を包み込んでいた雰囲気を明らかにしている。まさにこうした心理的環境

の中でマッカーサー司令部はソ連と日本の世論をめぐる戦いを進めていたのであり、その中で抑留問題を取り上げていたのである。

マッカーサー司令部が抑留問題で目立った行動をとり始めるのは、九月初頭からであった。まず三日にマッカーサーがデレヴァンコ宛に、ソ連政府には日本人抑留者を帰還させる義務があると注意を促す書簡を送った。原文は入手できていないが、アメリカ側の説明によれば、それは一九四七年五月以来翌年八月までの一五カ月間、ソ連側は日本人抑留者を毎月五万人帰還させるという規定を実行していないと指摘するものだった。[101]

続いて八日の記者会見でマッカーサー司令部の報道官は、上記のマッカーサーのデレヴァンコ宛書簡を紹介した後に、「最高司令官が入手した信頼できる情報によれば、奴隷労働に近い状態が今もなおソ連に抑留されている推定五〇万人以上の日本人に適用され続けている」と付け加えた。[102] ソ連の非人道性を印象付けようとしたのである。

そのことは一七日にマッカーサー自身が上述したパニューシキンの一六日の声明に反論した際に、いっそう明らかになった。彼は次のように述べたのである。

「降伏以降、日本社会の中で日本の労働者ほど豊かな利得を与えられたものはない。彼らは当地において、多くの民主主義国における以上の特権と保護を享受しているのである。彼らにとって最大の潜在的脅威は、無秩序とアナーキーと革命を広げようとしている共産主義者による彼らの吸収と最終的な破壊である。実際に、もし共産主義の思想が当地に広まるならば、日本の労働者こそ最初にその完全に全体主義的な抑圧と支配を感じることになり、労働組合の運動は已んで、一握りの自ら任じた雇い主の寡頭的支配に取って代わられるであろう」。「降伏後三年以上もたっているのに、五〇万人以上の日本人捕虜がロシアに留め置かれ、ソ連の戦争能力を高めるために強制的隷属のぞっとする状態で労働に従事させられていることを、ほぼすべての日本人が人間的道義的価値の根本的な無視とみなしており、これに対する深

く自然な憤りが日本中に存在する。これは、日本降伏の条件として与えられたポツダム宣言の第九項において連合国が為した厳粛な約束……を無視している」。「西洋でも東洋でも等しく理解される古い東洋のことわざがある。それは『自ら説くことを実行しないこと以上の偽善はない』というものである」[103]。

つまり、マッカーサーはソ連側の公務員法改正に対する批判に応える形で、日本人抑留問題を持ち出したのである。彼からみるとき、この問題はソ連指導部の非人間性とその発言のデマゴーギー性を証明する最良の事例に他ならなかった。またここに明らかなように、既に彼はソ連との間で生じている問題を解決するには力を背景にしてソ連指導部と対決する以外にないと結論づけていた。抑留問題についても同様に考えていたものと思われる。

さらに九月の末には、総司令部は日本国内における引き揚げ促進運動と連携する姿勢を明らかにした。外務省管理局引揚渡航課が作成した資料によれば、九月二七日より三日間ソ連地区からの引き揚げ促進を祈念した集団断食が行われた際にも、「引揚促進のために総司令部があらゆる努力を払っているむねの発表を行った」のである[104]。

こうしたアメリカ側の姿勢は一〇月二五日の記者会見の際にも現れた。ここで総司令部の報道官は、ソ連によって抑留された人々の送還が前年冬のように中断されることがないよう、アメリカ側はデレヴャンコ宛の書簡を送り、砕氷船その他の便宜を提供すると申し出たと発表した[105]。言うまでもなく、これはソ連側が冬季の送還について何も言わないうちに機先を制する形でなされたのであり、ソ連側に善意を示した行為ではなかった。ソ連側を追いつめる目的で、また日本側にアメリカの善意を示す目的でなされたのである。

こうしたアメリカ側の提案や攻撃に対するソ連側の反応は一件だけ知られている。カタソノワによれば、マッカーサーの九月三日付の書簡の取り扱いをめぐって、ソ連外務省の中では二四日にモロトフ宛に提案が出されていた。それは、四月五日付の閣僚会議決定に従い、日本人の送還は本年は毎月五万人の規定を充たさない形で行

い、翌年に残りの人数（九万一、〇〇〇人）の送還を行う予定なので、この時点でマッカーサー司令部と論争に入ることも、回答を送ることもなすべきではないと主張するものであった。そこにはまた次のような指摘も含まれていた。

「一九四八年九月一日現在、日本人の未送還者はおよそ二〇万人残っている（アメリカ側はこれを五二万人と推定している）。この人数は（本年の？……引用者）送還の残りの月で送還することが可能であろう。したがって、日本人の送還は一九四九年になって終了することも考慮にいれると、目下のところわが国に残っている日本人の具体的な数字を示すのは我々にとって得策でない」[106]。

つまり、抑留者の送還問題についてアメリカと論争に入るのは望ましくないとし、九月三日の書簡は無視すべきだと提案したのである。この事例から見て、彼らが他のアメリカ側の提案や攻撃についても同様に対処すると決めたと見て間違いないであろう。これまで同様に、別の方面でのアメリカ攻撃は続いたのである。その典型が一〇月二八日の極東委員会においてパニューシキンの行った演説であった。彼はここで特に発言を求め、アメリカの報道によれば東京では一〇月一二日から一四日までマッカーサーを中心にして秘密軍事会議が開かれ、そこで日本駐留のアメリカ軍を増強する問題が討議されているが、これは日本の非軍事化という極東委員会の掲げた基本的課題に完全に逆行するものではないのかと質したのである[107]。

こうしてアメリカの提案や非難を公的に無視したまま、ソ連側は一〇月一五日にキスレンコの名前で総司令部に書簡を送り、これまでの日本人の送還に要した費用の支払いを日本政府に払わせるよう求めた。これは前後の事情を考えれば、いよいよ送還が終了するとアメリカと日本に警告するための措置であったかもしれない。しかし、日米両国にとっては唐突で不快な行動であった。当然ながら、すぐにアメリカは強く反発した[108]。

以上のごとく米ソ間で対日政策をめぐる激しい対立状況が進行する中で、日本政府は次第にその対ソ姿勢を明

瞭にしていった。これまでと異なる姿勢は既に芦田内閣の時代に見られた。八月八日に、外務省管理局長倭島英二がラジオ放送で未帰還者問題を取り上げて政府の認識を示した時、次のような言葉を発していたのである。

「（これまでに）約五百九十万は引揚げて来られましたので、全体の割合から申せば、既に九割以上の人々は引揚げて帰られ、残つて居られるのは約一割足らずの六十万余りでございます。而もその六十万の中、五十五万まではソ連の支配に属する地域に残留して居られ、他の数万の同胞が中国及南方に残留して居られる状況でございまして、皆様のお待ち兼の御主人或はお父様、子供様、或は御兄弟達は、その何れに現在おゐでになることでございませうか。

ソ連地域からは、米ソ間の協定に依ると月に五万宛帰つて来れることになつて居るのでありますが、事実は一昨年十二月から本年七月迄の二十ヶ月の間に引揚げ総数約七十万で、毎月の平均にしますと、約三万五千人となり、遥かに協定数に達して居らぬ状況でございます。今年の実績を見ましても、五月の引揚数は四万六千、六月は四万一千、七月は四万六千と言ふ状況であります。まだソ連地域に五十五万、六万残留して居ると推定せられるのでございますから、斯くの如く月々五万にも達しないやうな引揚状態では、あと十ヶ月余もかゝることになるのではないかと察しられる訳でございます。[109]」

外務省において日本人の引き揚げ問題を担当してきた倭島は、この放送のために推敲を重ねた原稿を準備しており、ソ連との距離を慎重に推し測ったうえで以上のように発言したのである。言い換えれば、彼は苫米地のように留守家族の気分を代弁するという非政治的姿勢を取るのを意図的に止め、日本側がソ連に抱いている不満を広く伝えようとしたのである。この姿勢は、彼がソ連の対日宣戦布告の日である八月八日にこの問題を取り上げたことによっても示されていた。

日本政府の対ソ姿勢は、芦田が一〇月半ばに首相を辞任し、吉田茂がマッカーサーの強い支持を主張して後継の首相に就任すると[110]、いっそう露骨になった。一一月一四日に倭島局長は、今度は中国に残る日本人の引き揚げ問題に関してラジオ放送を行った。その冒頭において、彼は次のようにソ連地区にある抑留者の問題に触れたの

である。

「最近夜などは冷々するようになりましたが、満洲ではもう相当寒く、更に北のシベリヤでは既に雪の降る日もあるだろうと思われます。この北の国の寒空を見つめながら、我が同胞の人達は、どのような気持ちで故国を思い、国に帰へる日を待って居られることでしょうか。今春ソ連地区からの引揚が再開せられました時以来、我々としては、今まで帰国が遅れた人達も、今年こそは寒さの戻って来る前に、一人残らず帰って来てもらいたいと、心から祈って居ったのでございまして、そのため今日まで色々手を尽して来たのでございますが、本年十月も半ばを過ぎるようになりましても、未だに五十万近くの人達がソ連地区に残って居り、満洲にも十万の同胞が帰国を千秋の思で待って居る実情でございます。肩身の狭い思いをしつつ異郷の仮寝も既に度び重って、今や四回目の冬でございます。さぞかし寒さも骨身にこたえることで御座いましょう」[111]。

倭島はここでわざわざ本題から離れてソ連地域の問題にふれ、先の放送と同じような表現で日本人が抱くソ連に対する不満を表明したのである。さらにこの放送から一〇日後の一一月二四日に吉田内閣は「未帰還者対策要綱」を閣議決定した。その冒頭の部分には次のようにあった。

「第一　ソ連地区よりの引揚促進

ソ連地区よりの引揚促進は、全国留守家族の痛切なる願望にも拘わらず毎月十六万送還の問題も解決せず、月五万の協定数すら実現しない現状であって、在ソ同胞は四回の越冬を余儀なくされんとして居る。連合国総司令部が常に引揚促進就中冬期継続送還の実現に関し絶大なる努力を致されていることに対しては、全国民は衷心より厚く感謝しているのであるが政府は今後とも連合国総司令部に懇請し本件実現につき格段の努力をするとともに今後一層国内受入態勢の万全を期し各般の措置を講ずること。なお政府は在ソ生存者及び死亡者氏名の通報についても極力これが実現に努むること」[112]。

ここで示されているのは、「連合国総司令部」、すなわちアメリカの助力を得てソ連に抑留された日本人の救出

を目指すという姿勢である。その意味で言えば既に第一次吉田内閣の時代に吉田が表出した内容とほぼ同じであり、以降この時期まで日本政府が実践してきたことを言葉にしただけであった。しかし、冷戦の進展で状況はまったく異なっていた。また、なし崩し的に行ってきた行動を内閣の方針として確認することは、対外的影響を求める点で雲泥の差があった。そうした意味で言えば、この閣議決定は占領された国家が冷戦下で表明した一種の外交方針であったと位置付けられるであろう。抑留者の送還問題は日本国内において強い関心を引き付けていたので、この方針に国民の広範な支持を調達する上でも重要な意味を持っていた。アメリカと緊密な関係を構築し、ソ連とソ連に結びついた日本の共産主義者に対抗する方針として、この閣議決定はこの時期に水面下で検討されていた日本の安全保障の問題と深く結びついていたものと思われる。

おそらく以上のごとき吉田の対応とまったく無関係に、一二月三日ソ連側のヤクシン中佐が総司令部の連絡部代表に、気候条件などを理由として翌春の航海再開時まで送還を中断するとの声明を伝えた。殊更に事務的に処理することによって、アメリカ側が何を言おうと、ソ連側の既定の方針は左右されないとする態度を示したものと思われる。[113]

この声明の内容は八日にソ連側から総司令部参謀長に送られた書簡によって確認された。これに対して総司令部は一一日に声明を発し、「四〇万人以上の不運な日本人が、シベリアや他のソ連支配地域において四度目の冬を迎えることを強いられている。この行動は、言われるところの気候と凍結による航行条件を克服するために、最高総司令官が繰り返し提示した申し出を無視して為されたものである」と非難した。[114] 翌日このニュースは日本国内に伝えられたが、[115] 日本政府には何も対処する力がなかった。抑留問題はもはや米ソ冷戦の重要な要素になっていたのである。（続）

（1） 外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-1-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件」、宇津出張員から芦田総裁宛、引揚業務に関する件、昭和二二年一一月一日。及び、大臣から函館日魯内終戦連絡事務□宇津連絡員、昭和二二年一一月五日。

（2） 第一国会衆議院予算委員会第二分科（外務省、文部省、厚生省及び労働省所管）会議録第一号、昭和二二年一一月一七日、三ページ。国会ではこの時期、引揚に関する特別委員会以外でも、頻繁にソ連による抑留の問題が議題になっていた。

（3） FRUS, 1947, vol. 6, Far East, p. 340.

（4） 外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-9、Press Release, 13 December, 1947. SCAP Asks Soviet authorities to reconsider winter suspension of repatriation: Offers ice breakers to clear ports. この新聞向け発表は、アメリカ側は一二月五日までに六一万九、一七四人の日本人が協定に基づいて本国に帰還したが、まだシベリアに四九万六、三一二人、樺太・千島に二〇万一、九六八人、大連に三、〇〇〇人、北朝鮮に五〇六人の日本人が送還されないまま残っていると述べていた。

（5） Reports of General MacArthur, pp. 183-184. カルポフはモスクワの公文書館にあるゴリコフからキスレンコ宛の電報に基づき、厳しい気候条件と鉄道輸送の余力がないために、日本人を輸送港に集められないという事情と、一九四六年一二月と翌年一月の輸送は、それ以前に両港に日本人が集められていたからだという説明を与えている。私が同文書館において二〇〇九年六月に同史料（GARF, f. 9526, op. 4, d. 54）の利用を要請した際には、これはまだ秘密解除されていないと言われた。Karpov, op. cit. p. 235, 邦訳、二七五ページ。

（6） 『アカハタ』昭和二二年一二月二六日号一面、二七日号一面。そこにある、以下のような見出しが記事の方向を示している。「明春早々再開、待遇はソ同盟人同様、キスレンコ少将、こん切に回答」、「決して心配いらぬ、ソ同盟にいる日本人、会見詳報、キ少将に引揚をきく代表」。この時期の徳田の引き揚げ問題での活動は、日本共産党第六回党大会の決定を受けてのことだと思われる。

（7） 放送があった事実は、第二回国会衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会議録第六号、昭和二三年三月一八日、五ページで紹介されたスターリン宛の嘆願書素案による。

(8) FRUS, 1948, vol. 6, The Far East and Australasia, (Washington, 1974), p. 757.

(9) 外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-9、General Headquarters, Far East Command Public Information Office, Press Release, 12 April 1948.

(10) FRUS, vol. 6, The Far East and Australasia, p. 757.

(11) 総司令部の発表全文は同右、pp. 757-760.『朝日新聞』昭和二三年五月一五日号一面は「残留なお七五万」と題してこの発表をそのまま報じた。しかし同紙は、四月一三日号一面では「五月から引揚げ再開」の見出しで、キスレンコが四月五日に書簡をもって、五月に再開されると総司令部に通告したと報じており、これはソ連代表部のリークに基づく記事であったかもしれない。

(12) M. M. Zagorud'ko ed., Voennoplennye v SSSR, 1934-1956, vol. 4, (Volgograd, 2004), dok. 126, p. 902. ちなみに本史料集は次註で利用するものと別の史料集である。

(13) M. M. Zagorul'ko, ed., Voennoplennye v SSSR, dok. 8. 39, pp. 864-866.

(14) Katasonova, op. cit., pp. 105-106, 邦訳、九五ページ。

(15) Karpov, op. cit. p. 236, pp. 250-251, 邦訳、二七五～二七六、二九二ページ。なおカルポフは、一九四八年四月の政府決定は、ソ連閣僚会議付属捕虜送還全権局局長ゴリコフがモロトフに宛てた手紙に基づいて作成されたとし、この手紙の内容を明らかにしている。その手紙には、「国民経済上の利害を考慮すれば、たとえそれが現行協定の違反になるとしても、一九四八年中にすべての日本人の本国送還を終了させることが可能だとは思われない」とある。Karpov, op. cit., p. 250.（訳文を若干改めた）。

(16) K. A. Krutikov, Na kitaiskom napravlenii, iz vospominanii diplomata (Institut Dal'nego vostoka: M., 2003), p. 100.

(17) さしあたりは以下の拙稿を参照。「外交官の肅清とソ連外交」原暉之・藤本和貴夫編『危機の「社会主義」ソ連』（社会評論社、一九九一）所収。

(18) N. V. Novikov, Vospominaniia diplomata, zapiski 1938-1947 (Izdatel'stvo politicheskoi literatury: M., 1989), pp. 390-393.

(19) 他ならぬ彼こそ、ソ連側で第二次大戦後に最初にアメリカとの対決が不可避になっているとする認識を示す報告書を一九四六年九月二七日にモロトフ外相に宛てに送った人物である。この報告書は、以下に初めて公表された。Mezhdunarodnaia zhizn', noiabr', 1990, pp. 148–154.

(20) Pravda, 25 oktiablia 1947, p. 4.

(21) Diplomaticheskii slovar' (Gosudarstvennoe izdatel'stvo politicheskoi literatury: M., 1950), t. 2, clm. 318–319.

(22) Priznat'tselesoobraznym osushchestvlenie aktov terrora, Moskovskie novosti, 30 Avgusta, 1992, p. 10.

(23) 拙稿「ソ連共産党中央委員会国際部の形成、一九四三―五七」『法学研究』第六八巻第二号（一九九五年二月）、二一六、二二二ページ（註2）。

(24) たとえば、以下の記述を見よ。S. N. Lebedev et al ed. Ocherki istorii rossiiskoi vneshnei razvedki (Mezhdunarodnye otnosheniia: M., 2003), vol. 5, p. 9, 433.

(25) Anatolii Dienko, red., Razvedka in kontrrazvedka v litsakh, entsiklopedicheskii slovar'rossiiskikh spetssluzhb (Russkii mir: M., 2002), pp. 376–377.

(26) 拙稿「形成期のグロムイコ、1909―1945」『スラブ研究』第三六号（一九八九年）参照。

(27) N. V. Novikov, op. cit., pp. 4–5, 70, 84–89, 134–139, 256–257, 264–266.

(28) Diplomaticheskii slovar', 4-oe pererabotannoe i dopolnennoe izdanie, vol. 3 (Nauka: M., 1986), p. 542.

(29) N. V. Novikov, op. cit., p. 386.

(30) スターリンが内務人民委員部の高官を外交官として登用したケースとして最もよく知られているのが、一九三九年五月に外務次官、翌年一二月に駐ドイツ全権代表に任命したデカノゾフのケースである。これが戦争の危機を意識した人事であったことは、言うまでもない。デカノゾフについては、以下を参照。拙稿「外務人民委員リトヴィノフ、研究・回想・証言」和田春樹編『ロシア史の新しい世界』（山川出版社、一九八六）、三〇五～三〇七、Gabriel Gorodetsky, Grand Delusion, Stalin and the German Invasion of Russia (Yale UP: New Haven and London, 1999), p. 52.

(31) 九月二二日にポーランドのシクラルスカ・ポレンバに東欧諸国の共産党代表を集めて開かれた会議で、最終的にコミンフォルムの設置が決まったのも、スターリン指導部がこの時期に抱いていた国際的認識を反映していた。しかしこの点では、本稿で対象とする議論を超える要素が多く含まれている。会議の経緯と内容については、以下を参照。Vojtech Mastny, The Cold War and Soviet Insecurity, the Stalin Years (Oxford UP., New York and Oxford, 1996), pp. 30–35.

(32) Pravda, 17 dekabria 1947, p. 4.

(33) パニューシキンのこうした行動は、東京でのキスレンコの活動と連動していた。キスレンコは前年一二月三一日に対日理事会事務局長に対し、一月七日に開かれる対日理事会において「日本の武装解除と非軍事化」の問題を議題として取り上げるよう要求し、終戦時に日本にあった武器と一九四七年末までに破壊された武器の量、沿岸防衛施設の取り壊しと海軍基地の非軍事化の程度、降伏時と現時点での日本が保有している航空機の数などの情報を求めた。しかし七日の対日理事会では、シーボルトが既にこの種の情報は提出済みであるとして議題にすることを拒否した。Records of the FEC, Summary of Minutes of the 86th Meeting (15 Jan. 1948), p. 1., ACJ, 49–107 (January 7, 1948), pp. 1–10.

(34) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 89th Meeting (29 Jan. 1948), p. 2.

(35) ソ連側の疑惑は根拠のないものではなかった。たとえば以下の記述を参照。フランク・コワルスキー（勝山金次郎訳）『日本再軍備』（中公文庫、一九九九）、一二一ページ。

(36) 一月二九日発売の『ニューズウイーク』の記事などは以下に収録されている。Ibid., Summary of Minutes of the 93rd Meeting (13 Feb,1948), appendix, pp. 1–3. また、委員会での対処については、Ibid. pp1–3, and Summary of Minutes of the 90th Meeting (4 Feb. 1948), pp. 8–10.

(37) Interv'iu posla SSSR v SShA, tov. A. S. Panishkina korrespondentu Assoshieited press, Pravda, 26 Ianvaria 1948 g. p. 4.

(38) 註(33)に示したごとく、パニューシキンが大々的に活動を開始する直前に東京ではキスレンコがほぼ同一の行動をとっていた。

(39) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 90th Meeting (4 Feb. 1948), p. 3, pp. 6-8. ちなみに「約七〇万人」という数字は、当時ソ連で抑留されていたと考えられていた日本人の数で、「日本人捕虜」の数ではない。

(40) R・D・エルドリッヂ『沖縄問題の起源』（二〇〇三年、名古屋大学出版会）、八三～九一ページ。

(41) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 397, l. 20-41. この史料は一九四七年一月付で、原題は K voprosy o vneshnepoliticheskoi polozhenii Iaponii, kratkaia spravka である。

(42) Ibid., l. 22-29.

(43) Ibid., l. 30-31.

(44) Ibid., l. 32-34.

(45) Ibid., l. 35-36.

(46) Ibid., l. 36-38.

(47) Mezhdunarodnaia zhizn', noiabr', 1990, p. 151.

(48) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 397, l. 112-185. この史料は既に和田春樹『歴史としての野坂参三』（平凡社、一九九六）、一九〇ページにおいて一部が紹介されている。なお私の利用したマイクロフィルムは活字が悪く、判読不能個所が幾つかあった。史料原題は、K voprosy o mirnom dogovore dlia Iaponii, spravka. 表紙には「四七・七・二七」と手書きで記されている。これは作成の日付ではなく、文書掛の受付日であろう。

(49) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社、一九八四）、一八～二〇ページ。R・D・エルドリッヂ、前掲書、九四～九九ページ。ロシア側のスミスとモロトフの会談録は Sovietsko-amerikanskie otnosheniia, 1945-1948, dok. 204, pp. 438-441.

(50) FRUS, 1947, vol. 6, pp. 473-474. これはロシア語原本のエイド・メモワールの英訳である。なお、ここに訳出した部分から明らかなように、ソ連側は講和条約準備の四国外相会議を開くことを前提に議論しているわけではないのである。

(51) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 397, l. 113.

(52) Ibid., l. 114-122.

(53) Ibid., l. 122–123.
(54) Ibid., l. 123–125.
(55) Ibid., l. 156.
(56) Ibid., l. 178–185.
(57) それぞれ FRUS, 1947, vol. 6, the Far East and Australasia, pp. 488–489, 509–511.
(58) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 397, l. 232. この史料は、Ezhenedel'naia obzor pressei po vneshnepoliticheskim sobytiiam i voprosam okkupatsionnoi politiki za perio s 31. 8 po 6. 9. 1947 という表題の冊子である。末尾には、10. 9. 47 という日付がある。
(59) Ibid., l. 247. これは以下の如く大きくまとめられた以下の冊子の一〇月二一日から二七日の綴りにある。Ezhenedel'naia obzor pressei po vneshnepoliticheskim sobytiiam i voprosam okkupatsionnoi politiki za perio s 7. 9 po 11. 10. 1947.
(60) V. M. Molotov, Voprocy vneshnei politiki, (Moskva, 1948), p. 520.
(61) FRUS, 1947, vol. 6, pp.580–582. K voprosy o podgotovke mirnogo dogovora s Laponiei, Pravda, 28 noiabria 1947, p. 3.
(62) Na mezhdunarodnye temy, 'zapadnye metody' SShA na dal'nem bostoke, Izvestiia, 5 dekabpia 1947, p. 3.
(63) Starasti iaponskikh parlamentariev. Pravda, 7 ianvaria 1947, p. 4.
(64) AVPRF, f. 0146, o. 31, d. 9, l. 38–104, 表題は Okkupatsionnaia politika SShA v Laponii, obzor za 1947 というものである。引用部は、l. 40. この文書には東京、一九四八年二月という日付が記されてある。
(65) Ibid., l. 50–52.
(66) Ibid., l. 81, 89–104.
(67) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 625, l. 79–102, 引用部は l. 90.
(68) V. V. Aldoshin, Iu. V. Ivanov, V. M. Semenov, sostaviteli, Dokumenty, Sovetsko-amerikanskie otnoshenii, 1945–1948 (Materik: Moskva, 2004),p. 527n.

(69) V. V. Aldoshin, Iu. V. Ivanov, V. M. Semenov, sostaviteli, Dokumenty, Sovetsko-amerikanskie otnosheniia, 1945–1948 (Materik: Moskva, 2004), pp. 525–527.（以下、Dokumenty, 1945–1948 と略す。）

(70) ACJ, 53–303 (March 3, 1948), pp. 1–11.

(71) 芦田は三月三日に次のように書いていた。「対日理事会で Soviet の Kislenko は私が purge だと主張して Sebald と論戦したそうだ。どうせ Soviet に敵視せられることは覚悟の前であるから驚きもしない」。『芦田均日記』第二巻（岩波書店、一九八六）、六三ページ。

(72) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 626, l. 289–290. この報告を含む綴りの原題は以下のようなものである。Petitsii i prochie materialy po voprosam rabochego dvizheniia, repatriatsii, koreiskom i drugim voprosam.

(73) 引揚援護庁編『引揚援護の記録』、一〇一ページ。

(74) 第二回国会衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会議録第八号、昭和二三年四月二日、一ページ。

(75) 外務省外交史料館所蔵文書、K'7-1-2-1、官房長官放送原稿、（昭二三・四・四）、「新内閣と引揚対策」。

(76) 『朝日新聞』昭和二三年五月七日号二面、「函館へ千五百名、引揚再開の第一船着く」。時に一般の日本人の帰還と軍人のそれを区別して、後者が舞鶴についた六日をもって一九四八年の送還の始まりとする記述が見られるが、誤解を招く表現である。

(77) 外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-1-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件」、外務省管理局引揚渡航課「本年の引揚状況概観」二通。（ともに日付が付されていないが、記述内容から見て、前者は一九四八年一二月半ば、後者は一九四九年一二月に作成されたものと推測できる）。

(78) 『アカハタ』昭和二三年四月二一日号一面「引揚げ完了に全力、デマに迷わされるな」。会見は、おそらくゲネラロフがモスクワの指示を受けずに行ったものであろう。

(79) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 626, l. 304–306. ソ連帰還者生活擁護同盟の結成については、『アカハタ』昭和二三年四月二三日号二面「親切な看護婦、仕事の熱意に頭下がる」を参照。見出しは、抑留中の日本人の世話をしてくれたソ連人看護婦を指す。

(80) 『アカハタ』昭和二三年四月二二日号二面「さけぶ〝船よこせ〟」。

(81) RGASPI, f. 17, op. 128, d. 626, l. 313–314, 315.

(82) Katasonova, op. cit., pp. 108–109. 翻訳前掲書、九七から九八ページ。ただし訳文は改めた。なおそこでカタソノワは一九四八年四月にソ連側の指導により、「共産党員帰還者と左翼組織がイニシャティヴをとった形で」共産党系帰還者援助団体が創設されたと記している。しかしおそらく、この団体は日本側の発意で組織されたのである。

(83) 『アカハタ』昭和二三年九月一二日号二面「ソ代表部にきく引揚問題」。一九八四年公刊の『外交辞典』（第一巻）によれば、ゲネラロフは一九〇五年生まれで一九三六年に外交官勤務に就いたが、一九四七年から一九四九年まで対日理事会ソ連代表部の政治参事官を務めた後、一九五〇年から一九五三年まで本省において「責任ある部署」で活動した。大使職はスターリン死後に就いており、経歴の割には昇進が遅かったと言えよう。Diplomaticheskii slovar', 4th edition, vol. 1, (Moskva, 1984), p. 249.

(84) この件を扱った日本語文献として以下も参照。管英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』（ミネルヴァ書房、一九九二）、二四〇～二四四ページ。

(85) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 102nd Meeting (15 April. 1948), pp. 1–4.

(86) Ibid. pp. 4–7.

(87) Ibid. Summary of Minutes of the 103rd Meeting (22 April. 1948), pp. 2–5.

(88) Sbornik zaiablenii i rekomendatsii chlena soiuznogo soveta dlia Iaponii ot SSSR, pp. 63–66. この発言は奇妙なほどに日本の警察力の強化にスペースを割いており、また発言の方向もパニューシキンのそれと微妙に異なっていた。

(89) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 104th Meeting (29 April. 1948), pp. 1–9.

(90) FRUS, vol. 6, The Far East and Australasia, pp. 748, 812–815. ただし、二つのエイド・メモワールは海上保安庁設置問題以外のアメリカの政策も対象としていた。

(91) Ibid. p. 806.

(92) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 113th Meeting (1 July. 1948), p. 2, Summary of Minutes of the 114th Meeting (8 July. 1948), pp. 3–10.

(93) 中国国内の動きを『イズヴェスチヤ』が伝えている。それによれば、六月に中国の二八二人の大学人、経済人などが、アメリカは日本の軍国主義の再生を支援しているとして抗議する声明を発した。Protest predstavitelei kitaiskoi obschestvennosti protiv amerikanskoi politiki v Iaponii, Izuvestiia,12 iunia, 1948, p. 4.

(94) 五十嵐武士、前掲書、四六ページ、五〇ページ。

(95) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 119th Meeting (16 September. 1948), p. 2

(96) Sbornik zaiablenii i rekomendatsii chlena soiuznogo soveta dlia Iaponii ot SSSR, pp. 66–70.

(97) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 119th Meeting (16 September. 1948), pp. 2–6.

(98) 五十嵐武士、前掲書、五〇～五八ページ。

(99) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 120th Meeting (23 September. 1948), p. 7, Minutes of the 121st Meeting (30 September. 1948), pp. 1–3, 5–6, Minutes of the 123rd Meeting (14 October ,1948), pp. 9–10, Minutes of the 125th Meeting (28 October, 1948), pp. 9–10.

(100) FRUS, vol. 6, The Far East and Australasia, pp. 1026–1030. シーボルトの対策は、アメリカが対日政策で目指す目標を盛り込んだ声明を出すことであった。

(101) 外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-9、「対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件」、General Headquarters, Far East Command, Public Information Office, Press Release, SCAP Reminds Soviet of Repatriation Obligation. 8 September 1948. p. 1.

(102) Ibid.

(103) FRUS, vol. 6, The Far East and Australasia, pp. 847–848.

(104) 外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件」、「本年の引揚状況概観」（ND、ただし記述内容から一九四八年末と推定できる）。

(105) 同上。K'7-1-2-9、「対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件」、General Headquarters, Far East Command, Public Information Office, Press Release, SCAP Reminds Soviet of Repatriation Obligation. 25 October 1948.

(106) E. L. Katasonova, op. cit., pp. 112-113. 邦訳一〇一～一〇二ページ。ただし訳文には一部に誤訳がある。

(107) Records of the FEC, Summary of Minutes of the 125th Meeting (28 October. 1948), p. 14. ソ連側の糾弾した秘密軍事会議については、事実確認がとれていない。

(108) 一〇月一五日のキスレンコの書簡以降の経緯については以下の不完全な英文の記述による。外務省外交史料館所蔵文書。K'7-1-2-9、「対日理事会におけるソ連地区引揚問題討議関係一件」、JOHOBU SHIRYO, November 27, 1948, TASS 11. 25. 48 (196). なお費用請求について、後に日本の外務省職員が行った論点の整理によれば、アメリカ側は米ソ協定にある日本の費用負担は帰還者の乗船以降であると主張し、ソ連側は乗船地までの輸送費をも日本が負担すべきだと主張したようである。同上、K'7-1-2-1-2、「ソ連地区邦人引揚関係、抑留者引取打合交渉関係、第二巻」、条約局法規課作成「捕虜送還費用の負担について」（ND、一九四九年?）。

(109) 同上、K'7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件」、倭島管理局長放送原稿「最近の引揚状況に付て」一九四八・八・八。

(110) Richard B. Finn, op. cit., pp. 211-213.

(111) K'7-1-2-1、「ソ連地区邦人引揚関係一件」、局長放送原稿「中共地区邦人について」（手書きで、昭二三、一一月十四日放送とある）。

(112) 内閣制度百年史編纂委員会『内閣制度百年史』（大蔵省印刷局、昭和六〇年）、下巻、三一八～三一九ページ。なお同書に収録されている第二次吉田内閣の閣議決定はこれのみである。

(113) FRUS, FRUS, vol. 6, The Far East and Australasia, p. 925.『朝日新聞』昭和二三年一二月七日付二面「明春まで中断か、シベリアからの引揚げ」、および同紙昭和二三年一二月九日付二面「樺太引揚げも中断か、残りは明春になりそう」も参照。

(114) FRUS, FRUS, vol. 6, The Far East and Australasia, pp. 924-925.

(115) たとえば朝日新聞は一二月一二日付一面で、この件に関する総司令部の発表を伝えた。同、「引揚げ今冬も中止、ソ連から正式通知」。